

会

議

午前10時 0分開会

○議長（森 温繁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成27年12月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から11日までの10日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、11番 増田 清君と13番 沢登英信君の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

11月24日から25日にかけて、総務文教委員会が東京都墨田区のひきふね図書館、荒川区のゆいの森あらかわ、中学校レスキュー部について視察され、また、練馬区を表敬訪問されました。

また、11月24日から25日にかけて産業厚生委員会が千葉県館山市の観光施策、渚の駅たてやま、食のまちづくり、観光プロモーションについて視察されました。

なお、視察報告書については、本定例会最終日に配付する予定です。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書1件でございます。

沖縄県名護市市議会議員、宮城安秀氏ほか10名の連名により送られてきました「沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情」1件の写しを配付してありますのでご覧ください。

次に、市長より提出のありました平成27年度市政懇話会概要をお手元に配付してありますのでご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

下総庶第181号。平成27年12月2日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成27年12月下田市議会定例会議案の送付について。

平成27年12月2日招集の平成27年12月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議第66号 静岡県市町総合事務組規約の一部を変更する規約について、議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定について、議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定について、議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）、議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）、議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）、議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について

(南伊豆町)、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について(松崎町)、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について(西伊豆町)、議第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置について、議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算(第4号)、議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)、議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第2号)、議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

下総庶第182号。平成27年12月2日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成27年12月、下田市議会定例会説明員について、平成27年12月2日招集の平成27年12月、下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 高橋尚志、企画財政課長 須田信輔、総務課長 稲葉一三雄、教育委員会学校教育課長 峯岸勉、教育委員会生涯学習課長 鈴木孝子、地域防災課長 大石哲也、税務課長 井上 均、監査委員事務局長 土屋紀元、観光交流課長 土屋 仁、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 鈴木邦明、福祉事務所長 楠山賢佐、建設課長 鈴木芳紀、上下水道課長 日吉金吾、環境対策課課長補佐兼清掃センター長 河井長美、施設整備室長 黒田幸雄。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長(森 温繁君) これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は7名であり、質問件数は22件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、人口減と行政運営について。2、地方創生について。

以上2件について、1番 進士為雄君。

[1番 進士為雄君登壇]

○1番（進士為雄君） おはようございます。明政会の進士為雄でございます。

私のほうから一般質問2つ、人口減と行政運営についてと地方創生について、2つ質問させていただきます。

まず、1番目で、人口減と行政運営についてでございますけれども、日本の人口は2008年をピークに減少化に転じ、このまま進めば2010年1億2,800万から2050年には9,700万人になると言われています。

国の人口も大きな問題ですが、当市においては問題はさらに大きく、昭和50年、1975年3万1,700人をピークに、平成27年、2015年には2万3,400人となっております。実にピーク時の4分の3になっています。事はこのことでは済まず、25年の2040年には1万5,000人を割るという推計も、国の人口問題研究所から出されております。

また、2014年5月には日本創成会議から、消滅可能性都市869自治体に含まれていることの発表もありました。ピーク時の50%以下ということは、ありとあらゆることに影響を及ぼすことが考えられます。市内の経済活動の衰退、市内の労働力の確保、市税の減収、市の財政力の低下から行政運営に大きな影響があらわれることは、必定なことではないでしょうか。

政治も行政も、人が増え、町が栄えていくビジョンは打ち出しやすいですが、人が減り、町が縮小していくことを住民に示すことは非常に難しいことです。なぜならば、誰もがそんな将来を望んでいないからでしょう。

当市においては40年前から減少化が進んでいるにもかかわらず、ほとんど対策がとられていない上に、議論の声も余り聞こえてこないように思います。政治家を初め、みんながこの問題を口にするのを避けてきたようにも思えます。現在、年間400人ペースで下田市の人口は減っています。もう避けては通れない問題となっております。医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどのようにして維持していくのか。道路や橋梁、公民館といった公共施設、社会資本施設をどのように維持していくのか、非常に大きな問題だと思います。

私は、人口減少に伴い、市税の減収、財政力の低下は避けられないことと認識していますが、サービスの低下を少しでも避けるためには、財政力を維持していかなければならないと考えております。28年度予算編成方針にありますように、さらなる財政確保のためには、収納率の向上とか、未利用地、財産の売却等々、その他の増収を図るための方策に積極的に取り組むとあります。私もその方針でよいと思いますし、その方針どおりにやっていただければよいと思いますけれども、そこでお尋ねします。

その他の財源増収とありますが、それはふるさと納税もその1つだと思います。現在、寄附

金はどのくらいで、本年度最終的にはどの程度に予測していますか。また、現在、返礼品の種類が少ないと感じていますけれども、今後増やすことを考えていますか。というのは、返礼品の数の多いところに寄附金が集まる傾向にあると、新聞等の報道でよく見ておるからです。ぜひその辺のところのお答えをお願いいたします。

それと、人口減に伴い、当然税収が少なくなれば予算も少なくなります。そうなっていったときに、人件費等予算はこのままでよいと思いません。だからといって、仕事がそれに比例して減るとも思いません。それには行政機構を大きく変えなければならないと思っていますけれども、現在どのような考え方を持っているか、お考えをお示し願います。

続きまして、地方創生についてですけれども、現在、本市においては総合戦略策定会議を重ね、3月に策定できる運びとなっていると新聞報道で聞き及んでおります。その報道から各地の戦略を見ますと、まず出生率1.8とか2.07に置き、それを達成するためにはほとんどの自治体が雇用創出、子育て支援とあり、多少具体的なものも示されている程度です。

本市においても同じような戦略になるのではないかと危惧しております。果たしてそれでよいでしょうか。地方創生が叫ばれることの発端は、消滅可能性都市の発表に起因していると認識しています。その最大の目標は、人口減の克服にあると思っています。

人口減を食い止めるためには、出生率の向上はもとより、人口の流出・流入の関係を好転させなければなりません。伊豆の南端部に位置する、ある意味では離島と同じような条件のところの中で、核となる産業がない町が、簡単に雇用創出が容易な、可能な策とは思えません。また、子育て支援についても、財政力の弱い本市にとって、他の町よりすぐれた支援が可能とも思えません。見方を変えれば、この地方創生は地域間競争の最たるものではないでしょうか。人の流出・流入をお互いの自治体で引っ張り合う、そのような事業と私は考えております。

そのためにはほかの市とは異なる戦略が必要と考えます。それは本市だけに特化したものを戦略に入れるべきとも考えております。この地における文化と美しい海岸線を中心とした自然環境ということが、その辺のところではないかと考えております。人口流出・流入を好転させるためには、そのことを生かした教育を進めるべきと思っています。まちづくりの原点は人づくりということが当たり前のように叫ばれております。次代を背負う若者の教育を充実させることが、何よりも先決ではないかと考えております。このような状況の中で、どのような戦略をまとめ実施していかれるか、お答えをお願いいたします。

また、雇用創出に新たなものですすぐ対応できないと私は思っていますので、短期的には現

在ある産業を打ち出すべきではないでしょうか。例えば、民宿業も衰退してきておりますけれども、まだまだ民宿業、さらには1次産業から6次産業の推進等、考えればほかにいろいろなこともあるかと思えます。

そして、3月に会議の結論が出て、翌年からその施策を実施することを考えると、28年度にどのように計上し、議会の理解を得るのかについてもご説明願います。

以上、2点、答弁をお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、進士為雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人口減少と今後の行政運営、また地方創生についてのご質問をいただきましたので、私からは、まず、その大きな考え方、方針を述べさせていただきます。

地方創生の下田市版総合戦略は現在作成中でありまして、細分化したものを皆様に今示すということはできませんが、担当課には私の考え方を伝えさせていただいて検討いただいているところでありますので、ご了承いただきたいと思います。

議員ご指摘のように、人口減少社会に立ち向かう今後の下田市政の方針は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられております基本目標と、当然同様でありまして、これをどのように下田らしさとして表現、実行していくかであると考えております。その基本目標を紹介いたしますと、雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育ての環境整備、暮らしやすい地域づくりと地域間連携であります。

下田市における産業活性は、観光をまちづくりそのものと位置づけ、中核産業、総合産業、地場産業として各地域、各産業への循環型経済を構築することにあります。観光振興の原点は多くの来訪者により経済的効果を上げ、地域住民の生活を豊かにすることにあります。同時に、観光客によるにぎわいが人口減少によつての悪影響を緩和し、地域を活性化するのであると考えております。

この計画となるものが下田市観光まちづくり推進計画であり、総合戦略に生かされるものと考えております。観光力の精度を高めることで、いつ来ても何度来ても魅力的なまちを構築し、また来たい、もっといたいとの思いを醸成することで、観光客や他地域住者などの交流人口を拡大し、それによつて移住・定住を促進することで、結果的に定住人口増になると考えております。

また、観光の活性化はその産業の充実はもとより、他の産業の活性化を促し、雇用や起業

の環境が好転すると考えております。これによりまして、雇用創出とともに移住・定住の促進となりまして、また移住により他地域の感性や若者の感性が流入をし、新しい産業の創出、また特産品開発、まちづくりへの新しい感覚が期待されると考えております。

観光の活性化の要因として、交通の利便性があり、その重要なものが伊豆縦貫自動車道の早期開通と公共交通の再整備であると考えております。これによりまして、医療・防災・教育等の環境も整備をされ、暮らしやすいまちづくりが促進すると考えております。

地方自治体としての役割を持続可能にしていくために、単独でさまざまな行政分野をカバーしてきましたこれまでのフルセットの行政から脱し、近隣自治体や遠隔自治体の連携や県との連携によりまして、行政サービスを提供することが必要であり、新たな連携として官と官のみならず、官と民、民と民、地域間、産業間の連携、交流が必要であり、その先導役を下田市、また行政がしなければならないと考えております。

これらを踏まえ、これからの縮小社会を迎える下田市のまちづくりの理念、方向性は、オリジナリティーとネットワークによる観光まちづくりであると考えます。具体的な施策は、観光まちづくり推進計画の海、里山、まち、食、情報をテーマとした4つのプロジェクトにおいて、また現在作成中の総合戦略において実践していくものでありますが、議員ご指摘のように、子育て支援としての教育環境整備において、下田らしい教育、下田だからこそその教育は重要であると考えます。下田の文化や自然を活用した教育、英会話やマリンスポーツの振興はその1つと考えます。

また、産業活性としての6次産業化の推進、これは下田らしいふるさと納税の返礼品の増加にもつながるものと考えますが、また教育旅行等の民宿再生も検討すべきと考えます。暮らしやすさには、当然、安心・安全なまちづくりが必要ですので、命であります縦貫道はもとより、避難路、避難場所の整備、避難訓練の充実、港湾整備、新庁舎の建設は進めていかなければならないと考えます。

続きまして、人口減少に伴い、人件費予算はこのままでよいとは思わないが、だからといって仕事がそれに比例して減少するものとは思えないと、そういう中で行政機構を大きく変えていかなければならないというご提案に、お答えをいたします。

組織機構のあり方に関しましては、今年度新庁舎開庁に向けた組織機構の見直し検討プロジェクトチームを設置し、検討を進めているところでございます。当プロジェクトチームの任務は、新庁舎のフロアレイアウトと組織機構のあり方について検討することばかりではなく、効率的に行政運営を行い、行政課題に的確に対応していくための組織機構のあり方に関

しましても、調査、研究するものとなっているところであります。

議員からのご指摘のありましたとおり、私も下田市を取り巻く行政環境はますます厳しくなっていくのではないかと見通しを持っております。その問題意識を持ちながら、合理的な組織機構の姿とはどのようなものなのか、市民からの要請、ニーズにしっかりと応えていかなければならないことを踏まえまして、当プロジェクトチームにおける調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

なお、人口減少とそれに伴う税収減が見込まれる中、長期的な視点に立てば、職員数を現状維持させていくことはかなり困難なことではないかと思っております。その一方で、地方分権や権限移譲の推進であったり、市民ニーズの多様化による事務の広域化などによって、仕事の増加要因があることも承知しているところであります。これらにつきましては、県も交えて、賀茂郡下における事務の広域化、協働化の動きが活発化してきておりますので、事務の合理化を図り、スケールメリットが発揮される形をとっていくために、この広域化の取り組みを積極的に推進していきたいと考えているところでございます。

また、細かい点になりますが、職員の個々の業務の単純化、マニュアル化により、業務の軽減の工夫や、事務のミスによる時間や人手のロスを少なくしていく努力も、あわせて行っていきたいと考えているところでございます。

また、今後、市税の減収が予想され、財政需要も高まると予想されますので、財政力指数は低下すると予想されますが、限られた財源の中で必要な事業を選択し、重点的に事業を行う財政運営を進めていかなければならないと考えております。

地方創生につきまして今提示できます内容につきまして、またふるさと納税等につきましては、担当課よりお答えさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 私のほうからは、地方創生の新年度予算の関係、そしてふるさと納税の部分につきましてご答弁申し上げます。

まず、地方創生の戦略につきましては、議員のお話にもありましたとおり、6月16日下田市まち・ひと・しごと総合戦略推進協議会を設置し、現在まで3回の会議を開催して、下田市の将来人口ビジョンの方向性の確認と、総合戦略の素案について審議を行っているところでございます。現段階での素案の中では、下田のプレゼンスの向上のための観光づくり、下田の魅力を生かした交流産業づくり、下田の未来につなげる人づくり、下田に暮らし続けら



れる地域づくりの4つの基本目標を掲げることといたしまして、今後、それぞれの具体的な内容につきましては、新規施策とK P I、いわゆる重要産業指標を設定して検討していくところでございます。

また、地方創生につきまして、28年度予算の関係をどういうふうな形でというお話です。新年度、国の新型交付金の予算額及び交付制度が公表されていないこともあり、明確な答弁ができないところではありますが、現在関係各課におきまして事業の洗い出しを行い、ヒアリングを行っているところでございます。新型交付金につきましては、新聞等では総額1,080億円とし、事業費の2分の1を地方が負担することにより、効果は2,160億円となるとの報道もありますが、補助制度自体も明確に示されておらず、対応に苦慮するところでもございます。具体的な施策についても幾つかの事業を28年度からと考えているところでございます。明確な事業の内容や数字につきましては、3月の議会でご審議願うこととさせていただきたいと存じます。

次に、ふるさと納税部分でございます。

これにつきましては、その他の財源収入とあるが、ふるさと納税もその1つ、現在寄附金がどのぐらいで、本年度最終的にどの程度を予想しているか。また、返礼品の種類が少ないと感じるが、今後増やすことを考えているのかというご質問でございます。これにつきましては、10月末現在でふるさと納税約1,250万円の寄附をいただいております、年度の合計予測は初年度でもあり予想は難しいところではございますが、2,000万程度を見込んでいるところでございます。これにつきましては、今回の12月補正で提案させていただいているところでございます。

返礼品につきましては、受付期間外や品切れの場合もございます。現在の品目といたしましては23品目となっており、今後、下田ブランド等との連携により品目をふやす取り組みに努めることとしております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） ご答弁ありがとうございました。

最初に、市長からのお話ですけれども、観光を中心にしたまちづくりというような大筋はそうかと思えますけれども、少し私は、同じ観光でも考え方が若干違っております。今の言われている市長の考え方は、観光業をまず推進するような中で来訪者を呼ぶというような観光を中心と考えているように思えた発言に聞こえますけれども、中には産業の育成とかとい

う言葉がありますけれども、観光の本来持っているものは各そういう1次産業であり、その特有の産業とか、教育もそうでしょうし、文化もそうでしょうし、自然もそうでしょう。そういうところの一つ一つのパーツが光ることによって観光地となり得る話だと。それは私も行政にかかわってきた中で見ていますと、ずっとこの町は来訪者を呼ぶことに対してはかなり熱心にやってきたように思える。ただ、要するに観光業を支えるそういう一つ一つのパーツというんですか、産業というか、そういうものに対しての熱心さが足りないように思っているんです。そういう面では、観光のまちづくりという中で先ほど述べられましたけれども、まちづくりというのは、市長も私的なときからもやっておられたように、まずまちづくりに一番大事なのは人づくりということが、どこでも言われていることだと思います。その人づくりに対して若干下田市は注ぐ力が弱いのではないかと。ですから、そういう面では教育もそうでしょうけれども、今教育の中で地域教育、いわゆる地域の文化とか地域特有の自然環境の中での、先ほど言いましたマリンスポーツみたいなものも含めて、教育の中に入れて込むことによって、何と言うんですか、地域人というのか、地域のことをよく知る子供たちが育ち、なかなか経済的な活動の中では、下田市だけで生活するということができなくて外へ出ていくこともあろうかと思えますけれども、常に下田を意識した人間をつくらないと、今60歳になってもUターンとか、途中でUターンとか、そういうことも少なくなってくるんだらうと、そういう面では人づくりの中に、やはり教育の中にそういうものを入れていくということがこれからの、要するに人口減に含めて、また観光を栄えさせることも必要だろうというふうには私は思っていますので、逆に言うと、市長の来訪者に力を入れる力を、もう少し教育とか地域資源のほうに力を入れていただきたいなというふうには、率直な感想です。

それと、そういう中で、サーフィンがオリンピック競技になったということで、当市においても競技の誘致に名乗りを上げたということで聞いておりますけれども、これは単なる観光イベントと違いまして、世界の競技、そういうメジャーな競技になったということになったということであれば、当然誘致ということであれば、そういうサーフィンの文化というものを育てないと、なかなか誘致の競争には勝ち抜けない。例えば千葉とか宮崎とか高知とか、いろんなところにサーフィンのスポットがあります。当然下田市もそれなりの場所ですけども、そういうところは、サーフィン文化というものはある程度定着しているところもあります。そういう面では子供たちを含めて、やはり教育の場にもそういうものが必要だろうというふうには思っています。

それと、先ほどの私の中でちょっと民宿ということを少し挙げましたけれども、今ある産

業の要するに支援ということですが、今民宿組合の加入が52と聞いております。ただ、近い将来に解散するお話がありまして、高齢化が進み、今のインターネット等の扱いが非常に困難な組合員が多く、解散だと、続けたくても続けられないというような声が私のところに何人か来ております。一時は海水浴の宿として下田の経済を支えていたこの民宿も、衰退してきたといっても、まだ組合に入っているだけでも50ですね、ほかにもまだあると思います。これはやはりこういう小さな商売というのは、どうしても問屋の大きなところから買うとかというのではなくて、地産地消を原点に仕事を、食事の提供だったり、設備投資、例えば畳だとか、カーテンだとか、壁とか、そういうものも市内の要するにそういう職人さんにお任せしてやっている傾向が多いわけですね。

そういう面では、要するにこの民宿業が衰退するということは、地域経済にも大きな影響を与えることだというふうに思っております。そういう面では、何らかの形で民宿業のところの支援を検討できないかというのが、2つ目のご質問ということにさせていただきます。

もう一つ、余り下世話な話はしたくはないんですけども、やはり市税が落ちるとということは、なかなかいろいろな仕事ができなくなる。現実にはお金がないと何もできないということが現実のことになるかと思えます。その中で、ふるさと納税というのは、1つは非常に有効な事業だというふうに私は考えております。

西伊豆町では、26年度合併特例債がなくなるという危機から、職員が頑張って26年度では3億円を集めたということも聞いております。ふるさと納税の趣旨からすると若干違和感もありますけれども、地域産業への効果、返戻金で例えば2億円集めれば、半分返せば1億円の要するに地域産業への効果が出てきますし、それに残った税金がまた税収として皆さんのサービス提供の施策に打ち込めるんだと思えます。そういう面では先ほど課長のほうから下田ブランドの採用とかということもありましたけれども、ぜひともその辺のところを前向きに検討していただき、積極的な行動を職員を挙げてとっていただきたいと思えます。

近隣の自治体では感謝券とかギフト制とか、そういうことの中で宿泊なんかもできるようなお話もありますし、下田なんかでいけばもちろん宿泊もそうでしょうけれども、魚釣りの遊魚船等なんかの体験というか、そういう人たちのことも、来たいというふうには思っていると思うんですね。そういうものことも考えられますし、まだいろいろなものを含めることができると思うんです。その辺のところもさらに検討して、今年度はもう何か月もありませんけれども、新年度に向けてその辺のところをご検討いただきたい、そのように思います。ぜひとも前向きのご答弁を再度お願いいたします。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） まずは観光というものの捉え方ではありますが、当然、結果的には観光客、来訪客が多くなって経済効果を上げないと意味のないものだというふうに思っております。しかし、それをただ短絡的に数字上の問題でなく、またしっかりと継続的な観光地として続くためには、議員がおっしゃるように、その地域がどのような生活地として、あるいは観光のどのように定義できるかという、そういうしっかりとした文化的なものがないといけないというふうに思っております。

そのために観光まちづくり推進計画におきましては、例えば美しい里山づくりというような中で、やはり40年、50年の中で、荒れてきた中で、1次産業の衰退の大きな原因にもなりますし、また、そこで暮らす方々の生活環境を乱している、また有害鳥獣等の問題もあり、また放置竹林やいろんな形の中では、美しい伊豆の山桜とか、そういうものがまた侵されると、いろんな形で環境が悪くなっていくと、そういうものを解決しながら、そしてそれを産業に結びつき、そしてその産業が人を呼ぶように、また観光の皆さんにいい自然やいい産物を提供できるように、そういうふうな流れというのは考えているところでありますので、海に関しましても、またまちや食の扱いに関しましても、そして情報発信に関しましても、議員おっしゃるように、まずはこの地域がきちんとした形で心豊かな状況になることで懐が豊かになっていくのかなと思っております。そしてその推進役が当然人でありますので、その人材育成というのは重要なことというふうに思っております。

行政に関しましても、確かに少しそういう行政マンとしての総合的な人づくりというのが少し足りなかったかなというところがありますので、今後しっかりとその辺は進んでいかなければならないというふうに思います。

また、民間の皆さんに関しましては、いろいろ頑張っていただいていることは本当にありがたいところでありまして、今回下田サミットという形で、今下田の中でいろんな分野で活躍されている方の力をもう少し集約できる、あるいは総合的な力に変えていける、そういう世界をつくっていかうということで、民間の皆さんが中心になってそういう動きを出してきておりますので、行政としてもしっかりと支援をし、また一緒についていかなければいけないと思っております。

そして、人づくりにおいて一番重要なのは教育であります。このことに関しましては、子供たちにまずこの地域をしっかりと知っていただく。そしてそこにあるものをしっかりと楽しんでいただく。そして自分のふるさととしての宝を誇っていただく。そしてそれを外に伝

えていただくというような考え方の中で進めていくべきというふうに思っておりますし、そのような形で下田市の教育も進んでいっていただきたいと期待しているところであります。

その一つといたしまして、ご指摘のように、サーフィンが東京オリンピックの正式種目に提案をされ、来年の夏には正式種目に向かってということでもありますので、それをしっかりと要望していきながら、正式種目になるという前提を考えれば大会誘致や合宿誘致と、また下田の大きな財産として発信をしていきたいというふうに思っております。そしてこれにつきましても、下田の町の人たちが、子供たちから、また高齢者にまでそういうサーフィン、あるいはライフセービングとかスイミング、そういう海を使ったそういうもの、また海を、環境を守るという意識、そういうものを育てていくことが、さすがに下田の海だということで選定される大きな理由になろうかと思っておりますので、現在それに向けてしっかりとした広報力と、そしてイベント力を発揮したいということで、担当課のほうでは企画をしているところであります。

それから、民宿であります。この民宿に関しましては、いろいろな事情の中で衰退傾向だということは承知しているところであります。また、組合の運営に関しましても、なかなか民宿の皆さんだけでは運営できないという中で、存続の危機という状況を聞いております。しかし、ここに来て、伊豆総研の皆さんにお世話をいただいて、継続の中で何とか進めていこうというような動きもあると聞いておりますので、本当にありがたく思っているところであります。

そういう中で、本来民宿というのは、その地域の本来のすばらしさを提供できる最前線の施設としてでき上がったところもありますし、また農業、漁業、林業等の1次産業の皆さんに現金収入のしっかりとした場を提供しながら、1次産業をしっかりと続けるための原資になるようにということで、構造改善事業として進められたところもありますので、もう一度、先ほども言いましたが、1次産業をしっかりと支えるための目線からも民宿というのをもう一度見直すことは必要かなと思います。

その中で、教育旅行という形で進め、本当に子供たちに喜ばれているところもあります。また、学生の皆さんといろいろ交流をしていますと、大学生の皆さんがやはり休みの時期というのは夏休み等が一番多い。この時期にこの地域に来ていろんな地域活動に参加をしたり、いろんな研修をしたりという場合、どうしても夏は宿泊料が高いというような中で、そういう環境が上手にできないというようなことを聞いてもおりますので、そういう中でセミナーハウスの形で民宿を利用するというのも1つかなと思いますので、またこの辺は検討し

ながら提案をしていきたいと思っております。

それから、ふるさと納税に関しましては、確かに品目というのが少ないという中で、一つはまだまだ職員の努力が足りないということは感じているところでありますので、この辺はしっかりと指導をしていきたいというふうに思っております。しかし、返礼品に関しましては、下田らしさというのを重点に置いてやっていこうというところであります。そういう意味ではなかなかこの下田市内に加工製造というような形でそういう商品をつくっていくという産業が弱いというところもあります。そういう意味では、漁協、農協さんといろいろ検討をして、そういう6次産業化の中の加工品をつくっていく、下田らしいそういうお土産をつくっていくというようなことを、少し行政として進めていかなければならないのかなということで、漁協、農協等にこれからお話をかけて、その可能性を探っていきたいと考えております。

また、返礼品の中に体験、そのようなものと、いろいろ、ただ単に食料品だけではなくということで、この前も松崎のほうでマウンテンバイク等のツーリングが返礼品とされ、そして松崎に来られて楽しまれたというような報道もありました。

そういう意味では、下田のほうもしーもんのほうで、こちらのほうにありますが、こういう中で議員がご指摘のような釣りやいろんな海を使ったもの、また山を使ったもの、体験メニューがしっかりとまとめられるような状況になりましたので、担当同士がきちんと連携をとって、こういうものをまた返礼品に加え、下田に来ていただくことでいろんな体験をしていただく、そういう環境もつくっていきたいと思っておりますので、しっかりと伝えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（森 温繁君） 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） ありがとうございます。大分前向きの発言のように承っております。

新年度予算の今の編成期でございますので、ぜひとも今言われたようなところの前向きな話は、形として予算がないとなかなかできませんから、なかなか財政が厳しい中で新しい事業は余り認めないというような方針でございますけれども、そういうことではなく、前向きにぜひとも必要な予算は計上していただきたい、そのように思います。

それと、今後総合計画の見直しがあろうというふうにも聞いております。教育大綱もつくられ、今度実施計画というようなものもつくられると。そういう中では先ほどのようなお話が前向きなお話と聞いておりますので、ぜひともその辺のところも含めて教育大綱なり、総

合計画のところには生かしていければというふうに希望するものですがけれども、ぜひとも人口減というものを皆様にPRというんですか、PRというのはちょっと言葉がおかしいんですけども、やはりそういう危機というものを知らしめないと、従来どおりの高度成長の行政が体制でできるかという、高度成長のときはなかなかぎりぎりでも成長していくわけですから、例えば25年度がぎりぎりの予算でも26年度は若干増えてくるわけですから、それでもできますけれども、これからもう下がってくるのは間違いないわけですから、人口が減ることはイコール市税が減るとい、これは税務課の市税の流れを見てもそうなっています。ですから、その辺のところを含めると、市民等を含めてどういう行政運営、地方の環境を維持していくかということは、市民ボランティアとかいろんな方々の協力を得てやっていくことだと思います。ぜひともその辺のところも含め、これから行政運営に期待しておりますので、ぜひともその辺のことを考えていただき、行政運営をしっかりと進めていってほしいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 温繁君） これをもって1番 進士為雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分休憩

---

午前11時 1分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、一般質問を続けます。

次は、質問順位2番、1、新庁舎建設について。2、給食センターの民間委託と行財政改革大綱について。

以上2件について、8番 鈴木 敬君。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

○8番（鈴木 敬君） おはようございます。かいかくの鈴木 敬です。通告どおり一般質問をさせていただきます。

まずは、新庁舎建設についてお伺いします。

新庁舎についてはこれまで何度も質問して、また私の考えも述べてきました。しかし、いよいよこの12月定例議会に、市長はいわゆる敷根民有地への庁舎移転のための条例改正案を上程し、関連する予算案も計上するという事なので、改めて敷根民有地への新庁舎移転建設について質疑を行いたいと思います。

市長はこれまで、敷根民有地は他の候補地に比べて安全性、利便性、経済性の面で最もバランスがよい、庁舎建設として最適であると言ってきました。しかし、多くの市民は敷根民有地は庁舎用地としてはふさわしくないという声を上げております。新庁舎建設事業の再検討を求める請願書に約9,500人以上の署名が集まったことが、端的にそれを物語っております。

市長の言うところの安全性、利便性、経済性というものがどうも信用できない、不安であると、多くの市民が判断しているのです。安全性について言えば、本当に津波に襲われることはないのか。下田メディカル病院のあの辺あたりでも浸水深8メートル近くの津波が想定されております。敷根民有地が本当に津波ゼロだと信じられるのか。また、県が第4次被害想定の中で急傾斜地崩壊危険箇所だと指摘している下田富士が、目視、いわゆる目でみただけで本当に安全だと言えるのか。

利便性について言えば、来庁者の8割、9割が車であるのに、伊豆急下田駅から徒歩10分か15分で来られるということが、本当に利便性なのか。車利用について言えば、現状は国道136号線が何らかの形で大震災によるがれき、あるいは何らかの形で閉鎖されれば身動きがとれなくなります。伊豆縦貫道が開通すれば問題は解消されると言いますが、それが何年後のことになるのか。

経済性について言えば、これが最もあやふやです。市長の言うところの経済性とは、事業費が安いということのようです。敷根民有地は他の候補地に比べて一番事業費が安く済むと言いながら、その概算事業費がころころと変わっています。平成27年5月策定の新庁舎建設の基本構想においては、総事業費を27億600万円と提示しておりました。しかし、これには借り入れ利子が含まれておらず、利子も入れると約36億4,000万円と推定されました。ところが、この9月定例議会において、この数字が非現実的なものであることが明らかにされました。建設工事費単価が東日本大震災前の坪単価約90万円を設定されていたもので、現在の実勢価格でいくと、坪単価が1.54倍となり、建設工事費は34億円となることが判明しました。これに借り入れ基礎利子や解体費などを合計すると、概算事業費は50億円をはるかに超えてしまうということになります。今の下田市の財政状況の中で、50億円を超えるような大規模な事業が可能なのか、庁舎建設に50億円以上も注ぎ込んでよいのか、多くの市民が否定的であります。

そこで、市長は新たな数字を提出してきました。市政懇話会の席上です。庁舎等建設費が22.5億円、解体費等経費が4.8億円、借り入れ利子が3.4億円、合計して30.7億円という数字



です。総事業費が30.7億円で、財源としては基金、一般財源で9.8億円、借入金が17.5億円だそうです。そして借り入れ利子は3.4億円。借入金と借り入れ利子を合計すると20.9億円で、この金額を対象とした交付税算入額は9.9億円だそうです。総事業費は30.7億円で、交付税算入額は9.9億円だから、下田市の実負担額は20.8億円で済みますよという計算のようです。わけがわかりません。

そして、この交付税算入額は緊急防災・減債事業債を申請し、国から補助してもらうということでしたが、この緊急防災・減債事業債というものも、また内容が変わってきております。当初は平成28年度までの時限立法であり、平成28年度中に工事着手すれば、総事業費全体について事業債が適用されると当局は説明してきたはずなのですが、ここに来て、いや、そうではない、実際には平成28年度中に実施された工事事業分にだけしか緊急防災・減債事業債は適用されないというのです。そのかわり防災対策債というものがあり、借入金は総事業費の9割であり、交付税算定額も70%ではなく50%となってしまうが、期限が切られることはなく、平成29年度以降もずっと適用されますよと言ってきました。そして、28年度に緊急防災・減債事業債の対象となるのは、28年度分に工事事業分、わずか4億円の工事費であり、交付税算入算定されるのは1億円だけだということでもあります。ますますわけがわかりません。話が違います。一体、緊急防災・減債事業債というのはどういうものなのか、そしてここに来て新登場してきた防災対策債とは何なのか、市長にぜひともご説明をいただきたい。

もしも、緊急防災・減債事業債の適用対象が平成28年度における建設工事分4億円だけであり、その分の交付税算入額は約1億円であるならば、何も慌てて平成28年度中に建設用地を批判の多い敷根民有地に決め、工事に着手しなければならないということは、その理由はなくなるのではないかと。ご説明をいただきたいと思います。

そもそも市政懇話会において突然のように提出されてきた事業費総額30.7億円の根拠がわかりません。懇話会で配られた資料によれば、公用車駐車場の取り扱いを再検討し、立体駐車場建設費用の削減と庁舎の配置計画を含め、事業費の圧縮につながるような見直し作業を進めた結果、その結果、総事業費およそ27億円、借り入れ利子を入れて30.7億円となったとあります。具体的な新庁舎は5階建てで、そのうちのツーフロアを駐車場として使用するという基本構想を一方的に変更し、建物は3階建てであるとする、駐車場は公用車分32台分は庁舎外に求めるとするものです。

しかも基本構想を審議してきた新庁舎建設基本構想・基本計画審議会には何ら諮ることもなく、市長の独断で決定しております。9月定例議会で事業費をただし、建設工事費は34億

円になると説明を受けた議会にも何の説明もなく、新たな数字を公表しております。基本構想を勝手に書きかえております。議会無視であり、審議会無視であります。このような独断が許されていていいものだろうか、市長の見解をお聞きします。

基本構想をないがしろにしているという点では、図書館、保健センターの扱いにもそれがうかがえます。市長は新庁舎建設基本計画の中に、その初めの部分にわざわざ新たな文章を追加し、候補地選定の約半年後に静岡県が下田総合庁舎の移転検討に入ったことに伴い、図書館及び保健センター機能の現下田総合庁舎への移転を要望していくこととし、新庁舎から分離する方針を示したと書き加えております。

しかし、県総合庁舎はその後、サンワーク下田への移転は、土砂災害が想定される地区であるため移転地から除外し、庁舎本体は当分の間現在地にとどまり、危機管理機能だけは敷根の高齢者生きがいプラザ地に移転し、地下1階、地上4階の建物を建てるという方針に変更してきました。この当分の間というのがどれぐらいの間なのか、二、三年なのか、それとも10年以上の間なのか、それによっては図書館、保健センターの建設も変わってきます。

基本構想が大きく変えられる可能性もあります。基本構想は平成27年5月に策定されたものです。しかし、それからわずか半年の間に事態が大きく変わっています。一つは、新庁舎建設用地の変更を求める請願書に約9,500人以上の署名が集まったこと、もう一つは、県総合庁舎移転問題との関連性です。市長は、この12月定例会に庁舎移転の条例改正案を上程する前に、もう一度基本構想・基本計画審議会に基本構想が変更される部分について審議し直してもらい必要があるのではないか。市長の見解をお聞きします。

次に、まちづくりの観点から庁舎移転についてお聞きします。

この間の一連の庁舎問題が、単なる庁舎の移転問題に上石を重ねてしまっているということ、私は深く憂慮しております。下田市は今、大変困難な状況にあります。少子高齢化、人口減少が急速に進行し、経済不振と相まって空き家、空き店舗が拡大し、町の姿を大きく変えています。特に中心市街地ではシャッター通り化と駐車場化が急速に進行し、町の姿は目を覆うばかりとなってきております。このような状況において、新庁舎移転建設を単に庁舎のいざというときの安全性の面から推し進めていくと、市民の間からは、何だ、市民を置き去りにして市の職員だけの安全を図っているのかなどという批判の声も上がってきたりします。

新庁舎の移転建設問題はあくまでも下田市全体の町の姿をどのようにつくり変えていくのかという観点から考えていくべきであると思っております。そのような観点から、市政

懇話会で配付された資料の中の新庁舎建設位置に対するQ & Aの中から、幾つか質問をしたいと思います。

まず、Q & A 7に述べられている敷根地区都市計画的的手法によるまちづくりとは、具体的にはどのような内容なのかお聞かせください。

次に、Q & A12の学校再編と庁舎建設の関連性について、この中で庁舎建設用地確保のための学校再編をすることは許されるものではありませんと述べられております。まさしくそのとおりであります。しかしながら、学校の再編、特に中学校の統廃合は必然の流れとなっております。4つの中学校を2校、2校、段階的に統合していくのか、それとも一挙に1校にしてしまうのか、議論はそのような段階に来ております。

学校の持っている地域社会における存在の重さ、意味を考えると、学校統廃合によって廃校とされる校舎を地域社会の新たなにぎわいの核として生まれ変わらせていくということは、学校再編統廃合のもう一つの大きな重要な側面であると思っております。学校は学校、まちづくりはまちづくりと、別個に考えていく思考法から、私たちは決別しなければならないと思っております。廃校となった学校を、あるいは農水産物の加工・製造・販売の拠点として活用していく、あるいは特別養護老人施設など、介護や社会保障的施設として活用していく、あるいはIT化を進め、サテライトオフィスなどに活用し、企業誘致を図っていく、さまざまな活用の仕方が考えられると思いますが、その1つの選択肢の中に新庁舎の移転用地としての活用を考えられると思います。

下田の町の衰退状況は待ったなしです。学校統廃合と廃校となった校舎の新たな活用の方法を地域の住民を中心に全力で取り組んでいくことが、新たな下田のまちづくりの核となると私は思っておりますので、市長の見解をお聞きします。

次に、Q & A14の現庁舎の跡地利用についてお聞きします。

この跡地利用の問題こそ、新庁舎建設問題のキーポイントであると思っております。跡地となる約1,000坪からの土地をどのように活用していくのか、ここに下田のまちづくりの根本があると思っております。さまざまな意見も出始めております。

例えば、高層ビルを建て、避難ビルとしての機能を持たせ、中には図書館などの整備をしていくという考え、例えば、大型観光バスの無料駐車場とし、町なかを観光客が歩いていく拠点としたいという考え、例えば、伊豆急下田駅と連携し、駅前を中心とした中心市街地の再開発を図っていくという考え、いろいろな考えがあると思います。それらの思いを集大成して下田のまちづくりを図っていく、それが市長の仕事であると思っております。

庁舎移転が具体的にならない限り、方針決定はできずなどと言わず、庁舎移転自体は移転先がどこになるうとほぼ確定的であると思いますので、跡地利用に具体的に取り組んで方針を構築していく必要があると思います。そのためにも、庁舎建設事業費はできるだけ低く抑えて、跡地利用やその他まちづくりのために投資していくことが必要であると思っております。市長の見解をお聞かせください。

次に、給食センターの民間委託についてお聞きします。

この問題については、さきの9月定例議会に請願書が提出され、総務文教常任委員会で審議され、本会議において請願は不採択となるという経緯がありました。その過程で、私は行政サービスの民間委託ということについて大きな疑問を抱きました。民間委託の推進ということ自体は、既に昭和61年に策定された第1次行財政改革大綱の中で重点事項としてうたわれております。それが、行財政改革が2次、3次、4次と進行していく中で、特に下田市の財政再建のための集中改革プランが実施される中で、民間委託の推進と職員の定員管理、定員適正化計画が不動の方針として確立されていったように思われます。

そして、この確固たる方針のもとに退職者不補充の原則なるものが打ち立てられ、特に現業的な行政サービスに適用されてきました。清掃センター業務や学校給食調理や学校用務員などの行政サービス分野において、この原則は貫徹されてきました。民営化ではないが、幼児教育や保育などの分野においても、この原則は適用されてきました。

また、時を同じくして平成17年頃から公共の施設における指定管理者制度が導入され、敷根公園や市民文化会館や外ヶ岡交流館、道の駅開国下田みなと等々に適用されてきました。それから約10年が経過している平成27年の現在、これらの総じて民間委託された事業がどのような状況にあるのか、公の施設本来の役割を果たしているのかどうか、しっかりと点検し検証していく必要があると私は思っております。特に指定管理されたあずさ山の家や道の駅開国下田みなと、あるいは行政サービスの民間委託の象徴的業務であるごみ収集事業などについて、現在の状況を市長はどのように認識されておられるのか、まずお聞きします。

次に、給食センターについてお聞きします。

さきの9月議会に提出された安心・安全でおいしい学校給食を求める請願書の審議において、教育委員会は、やはり給食センターの民間委託は、第3次行財政改革においても集中改革プランの中でもうたわれており、それに基づいて退職者不補充の原則を適用し、民間委託に備えてきたもので、既定の方針であると教育委員会は強調しておりました。

しかしながら、私は学校給食事業は民間委託には適していないと思っております。学校給

食は、児童が食という体験を通して生きる力の原点を学ぶ場である、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に寄与することを目的に、教育の一環としてなされるべきものである、これは昭和29年に学校給食法が成立したときの法案の趣旨説明で述べられたものです。教育の一環としての学校給食は、体と心の健全な発達を重視した献立、例えばアトピー食などや子供たちの笑顔の見える調理づくり、学校給食に地元産のお米や農産物を取り入れ、地域の生産者との結びつきを強める取り組み、O-157事件や食中毒の発生の危険から子供たちの安全を守る努力など、豊かな実践が続けられております。

学校給食法は、義務教育諸学校設置者が、みずからの責任において学校給食を実施することを義務づけております。また、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは設置者の負担とすると定めております。この運営に要する費用は、学校給食に従事する職員に要する給与、その他人件費であり、これは学校運営に地方公務員たる職員が従事することを予定した規定であり、民間業者に業務委託することは、この規定上許されないということであり、教育委員会はこの点についてどのようにお考えですか。

また、9月定例議会での審議の中で、委託業者の行う業務は調理と配送だけであることが明らかになりました。毎日の献立は市と県の県費派遣の栄養士が作成し、調理方法も提示する。食材は教育委員会が地元の業者等に発注する。調理する施設の設備や機械類などは市が設置する。施設の衛生管理等についても、保健所の検査等にも設置者たる市が立ち会う。設備の修繕等も市が行う。委託業者が提供するの単なる労働だけであるということになれば、これは請負ではなく労働者派遣以外の何物でもありません。

以上、述べてきたような条件の中で民間委託を行えば、学校給食法にも労働者派遣法にも違反する行為となってしまいます。教育委員会の見解をお聞きします。

以上で私の主旨質問を終わります。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、新庁舎建設についてのご質問であります、安全性、利便性、経済性の観点から建設地は敷根民有地でよいのかというご意見でございますが、3月の定例会、6月の定例会でも同じような質問をされ、答えさせていただいておりますし、議員にもご出席いただきましたシンポジウムや市政懇話会においても、同様に説明をさせていただいておりますので、内

容は省略させていただきますが、安全性、利便性、経済性の3つの要件をバランスよく満たす候補地として、また津波浸水想定区域外への移転により、緊急防災・減災事業債の適用による財政負担の軽減を図ること、そして津波浸水想定区域外であっても中心市街地に近接する、このような要件を掲げまして、この条件を満たす場所として敷根民有地を選定したものであります。

基本構想・基本計画審議会の答申について、構想の状況が変わってきているので見直すべきではというご意見でございますが、基本構想でお示しいたしました二通りのプランについて、基本計画作成段階で1つのプランに絞り具体化しているものであり、状況が変わっているわけではないと認識しております。新庁舎等の建設基本構想・基本計画審議会に対しましては、第5回審議会においてご説明申し上げておりますが、資金計画を含め全容がまとまったのが市政懇話会の第1回開催の直前であり、事業費の増大を心配される市民の皆様には早くお知らせしたいとの思いから、資料に載せたものでございます。議会を軽視する意図はございませんが、今後はさらに配慮いたしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

基本計画の今後の進め方でございますが、1月中旬審議会に諮問をし、2月初旬までに答申をいただきたいと考えているところであります。

懇話会で出されたQ&Aにおいてのご質問であります。Q12のことに关しまして、学校再編と庁舎の関係性についてであります。学校再編については審議会より答申をいただき、それに基づき総合教育会議にて検討が始まったところでありますので、議員がおっしゃるように、決まったかのような前提で話を進めることはできないと考えております。一般論で言いますと、空き施設の利活用は議員がおっしゃるように重要な問題でありますので、しっかりと対応しなければなりません。しかし、人口減少や縮小社会に対しまして公共施設の縮減も重要なことでもありますので、廃止や民間委託も視野に入れなければならないと考えているところであります。

県の総合庁舎の移転に关しましていろいろ変化する中で、図書館、保健センターをどうするのかというようなご質問であります。図書館、保健センターの県総合庁舎の移転につきましては、スペース的な不足もあるというようなことも含めまして、現在県と協議中でございます。

また、現庁舎の跡地利用と中心市街地を中心としたまちづくり等の、この重要性につきましては、議員がおっしゃるとおりだというふうには思いますが、現在地の跡地利用に关しま

しては、確かに町の玄関口として重要な場所であり、また駅前のにぎわい、町なかのにぎわいの、また経済活性に寄与するもの、そういうものにすべきというふうには考えておりますが、本定例市議会に提案させていただいております下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例に対する市議会の判断の前に、公式な場での協議、調整というのは控えるべきと判断をしているところであります。

私からは以上です。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 私のほうからは、庁舎建設の関係の起債の関係、そして給食センターの民間委託と行財政改革大綱の関連等についてご説明、答弁申し上げます。

まず、新庁舎の関係で、質問の中に、緊急防災・減災事業債の適用対象が平成28年度における建設工事分4億円だけであり、その分の交付税算入額が1億円であるのなら、平成28年度中に建設用地を批判の多い敷根民有地に決め、工事に着手しなければならないということはないのではないかとのご説明の、起債の関係の答弁でございます。

緊急防災・減災事業債での適用部分につきましては、平成27年、28年度で実施する事業費約3億8,700万円、起債の充当率でございますが100%、ですので、3億8,700万円を借り入れ条件、5年据え置き30年償還で、利率を1.1というような形でした場合、緊急防災・減災事業債を借り入れした場合、利息が7,700万円弱、合計で元利で4億6,400万円と試算されるところでございます。これにつきまして、交付税上の理論算入が元利償還金の70%ということでございますので、交付税上は20年間で算入する理論償還でございますが、2億9,800万円が交付税算入されると試算されているところでございます。

交付税算入額につきましては、鈴木議員がおっしゃる1億円ではなく、2億9,800万円程度と考えております。また、市といたしましても有利な条件と考えているところでございます。

また、緊急防災・減災事業債の29年度以降の関係につきましては、現状では28年度に切れるという中で確定的なものでないため、市政懇話会の中では、29年度以降は緊急防災・減災事業債を適用しないで、防災対策事業債を適用するという形にしたものでございます。

また、29年度以降の緊急防災・減災事業債の適用については、国の方針では、事業の実施状況等を踏まえた中で検討するというので、29年度を検討しているということでございます。

続きまして、防災対策事業債は何なのかということで市長のほうに振られたわけでござい

ますけれども、これにつきましては財政のほうから説明させていただきます。

防災対策事業債とは、災害等に強い、安心・安全なまちづくりを推進するための防災基盤整備事業、災害時に避難拠点となる公共施設等の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業を対象としております。その中の防災基盤整備事業に、津波浸水区域外から移転事業というのがございます。これは津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と言われている公共施設等公用施設の移転事業について、市庁舎も含まれることとなっております。そういった観点の中で、防災対策事業債の津波浸水区域想定からの移転事業につきましては、起債の充当率が90%で、そのうちの元利償還の交付税算入が20年間理論償還になりますけれども、借入額に対して約50%の交付税算入があるというものでございます。

次に、給食センターの民間委託と行政改革大綱についての関係でございます。

現在の指定管理状況につきましては、下田市で9つの公共施設につきまして指定管理者制度を導入しております。このうち下田市民文化会館、下田市高齢者生きがいプラザ、下田市民スポーツセンター、敷根公園の4施設につきましては、公益財団法人下田市振興公社を指定管理者として、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間の指定期間としております。

そのほか、下田市総合福祉会館を社会福祉法人下田市社会福祉協議会、加増野農林水産処理加工施設、加増野のポーレポーレでございます。これにつきましては加増野区に、農業農村体験宿泊施設、これはあずさ山の家でございます、を株式会社栄協に、下田市外ヶ岡交流館、これは道の駅開国下田みなどでございます、は一般社団法人下田市観光協会にそれぞれ5年間指定管理をお願いしているところでございます。ハリスの足湯につきましては、足湯管理組合が指定管理者となっておりますが、足湯管理組合の解散に伴いまして、本年度の3月31日をもって指定を取り消すこととなる予定でございます。

次に、給食センターの民間委託と行政改革大綱の中で、給食センターとの行革とのかかわりでございます。5次行革大綱の上では、給食センターの民間委託につきましてお答えいたします。

この給食センター建設についての施設管理運営については、その5次の行財政改革の中では献立、食材調達は公の責任において実施するが、調理、運搬業務の民間委託については平成25年度までに検討するとして、策定時のスケジュールでは給食センター本体が26年度供用開始と民間委託の検討を25年度までに行うこととされておりましたが、工事竣工が本年度末



の予定となっているところでございます。今後の民間委託につきましては、個々の施設、業務等により市民サービスと行政改革の両面を鑑みながら、全体としての検討をしていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 私のほうからは、市政懇話会における庁舎説明についてのQ&A 7番で、都市計画的手法によるまちづくりとは具体的にどのような内容なのかというご質問について、お答えさせていただきたいと思っております。

都市計画的手法によるまちづくりとは、都市計画法などに基づき秩序立った都市の整備を行うことと解しております。一般的には手法は多々あります。この場所に特化した具体的な手法はこれから検討するものと考えておりますが、現在改定中の都市計画におけるまちづくりの方針となる都市計画マスタープランには、敷根地区の土地利用の方針としまして、住、工が共存する市街地として公害防止等により住環境を維持する。特に市役所建設予定地周辺については土地利用の調整を図るとしてあり、その方針を起点に置いてまちづくりにおいて重要なことは地域の方々の意向と考えますので、近接する伊豆縦貫道自動車道の利用方法や市街地へのつながり等もあわせて、今後地域の方々と検討していき、よりこの場所に適した都市計画的手法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうから、給食センターの民間委託と行財政改革大綱についての中の行政サービスの民間委託についての中で、指定管理された施設がどのような状況であるかという質問に答えさせていただきたいと思っております。

産業振興課が所管するあずさ山の家がでございます。先ほど企画財政課長の説明のとおり、平成26年3月31日の指定管理期間満了に伴い、平成23年度に作成された公の施設の管理運営に関するガイドラインに基づきまして、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の新たな指定管理者の選定を行いました。現在、あずさ山の家は株式会社栄協が指定管理者として施設の管理運営を行っております。利用状況につきましては、過去3年間の宿泊利用者数は、24年度2,857人、25年度2,854人、26年度3,247人と推移し、26年度におきましては、前年と比べて392人の増となっております。

指定管理の成果につきましては、宿泊利用者の増加に加え、陶芸体験等の自主事業により

体験メニューを用意し、平成26年度の自主事業利用者数は3万2,146人となっており、地域活性化に成果を挙げていると考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 同じく指定管理の認識ということで、私のほうからはご質問がありました外ヶ岡交流拠点施設、道の駅開国下田みななどについてご答弁させていただきます。

本施設につきましては、本年度から株式会社アドミニスター下田にかわりまして、同社の統括責任団体でございました一般社団法人下田市観光協会が指定管理者として管理運営を行っているものでございます。同施設につきましては、道の駅機能に加えまして、常設展示室、それから市史編さん室を有するなどの複合施設といたしまして、また26年度5月からはジオパークビジターセンター、それから自然体験総合案内窓口のしーもんを開設するなど、通年にわたりまして情報発信ですとか、地域のゲートウェイといたしまして、旧町内及び市内事業者との連携を図るとともに、町歩きの拠点施設として重要な役割が課せられていると考えております。

また、年間の自主事業につきましては、アンテナショップがございます。まるごと下田館といいますが、そちらのほうへの商品の誘致、レンタサイクル事業の支援、スタンプラリーの実施、そのほかにぎわいを創出するためにイベントの開催等を実施しているものでございます。施設をより効率的に運用いたしまして、安定したサービスを提供するために、観光協会の組織力及びノウハウを活用してより多くの成果を挙げただけのものとは期待しているところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 環境対策課課長補佐。

○環境対策課課長補佐（河井長美君） 環境対策課からでございます。

ごみ収集業務の民間委託につきましては、予定しておりますとおり、当初の計画どおりに実施しておりまして、成果を挙げているものでございます。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 給食センターの民間委託の関係でございまして、学校給食法は義務教育諸学校設置者が自らの責任において学校給食を実施することを義務づけており、学校給食を実施するための学校給食に従事する職員に要する人件費は設置者が負担すること

になっているので、民間業者に委託することは学校給食法の規定上許されないのではないかと。それと、調理・配送部門の委託というのは単なる労働だけの提供であって、これはまさに労働者派遣であって、民間委託することは労働者派遣法に違反しているのではないかと。これについて教育委員会はどのような見解を持っているかということでございます。

まず、学校給食法第4条で、設置者の任務というものがございまして、義務教育諸学校の設置者は当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないという規定になっておりますので、これは義務づけではなくて努力規定という見解であります。

それから、民間委託することは学校給食法上許されないのではないかとということなんですけれども、これにつきましては、これは文部科学省から、学校給食業務の運営の合理化についてという通知がございまして、この中におきまして、パートタイム職員の活用や共同調理場方式、民間委託等の方法により人件費等の経費、経常経費の適正化を図る必要があると指導されておきまして、その中には、学校給食業務の民間委託を禁ずるものではない、そういう記載もございまして。

それから、派遣に該当するのではないかとということもございますけれども、これは少し前になりますけれども、杉並区の学校給食調理業務の民間委託に関する東京地裁の判決というものが出ているんですけれども、民間委託が労働者派遣法には違反しないという判例が示されておりまして、これにあわせて、地方公共団体の適正な請負事業推進のための手引というものが内閣府から示されておりまして、この手引、ガイドラインに従うことにより労働者派遣法には違反しないと、このような見解を持っているところです。

あと、県内におきまして、既に調理・配送部門というのは民間委託を行われているところが幾つかあるという状況でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） まず、お聞きしますのは、基本構想・基本計画審議会の審議した基本構想、それと市政懇話会において説明されたものとのギャップですね、そこら辺のところはかなり大きい。それで、建物について基本構想2つのプランを提出して、その中の1つであるからそんなに見直しもないだろうというふうな、たしかそういう趣旨の市長の説明が今あったのかなと思います。基本的には建物そのものについて、位置の問題は審議会においては審議していないというふうなことが明らかでありますので、それは置いておきまして、建物の機能の面に関しまして、特に駐車場の問題に関しましては、本体の中にツーフロア分を駐

車場としてつくるといふようなことが基本構想の中で、その中の2つのプランというのがありますが、そういうふうな5階建てにして駐車場をするといふようなことは基本構想の中でしっかりうたわれております。それが3階建てになったということは基本構想の大きな変更ではないのか。

それでまた、それに伴って公用車分を庁外に持つということであれば、そこにもまた何らかの費用が発生するわけでありまして、そこら辺のところは全く庁舎建設事業費の中に入っていないといふようなことですよ。ただ単に本体の、あれも出してこれも出して本体費用を少なくしたということだけであって、じゃ、省かれたところのものはどこにどうつくのかといふようなことは何ら決めていないということであると私は思っております。そこら辺のところでは基本構想、現実に違ってきているんですから、何とかしなければいけないのではないかといふふうに思っております。

もう1つ、総合庁舎の問題も今お聞きしましたけれども、はっきりした返事がなかったのですが、県との話し合いはしているといふようなことですが、県からはどのような意向があるのか、どのように県総合庁舎をしていこうといふふうに県は言っているのか、そこは市は何回も話し合いをしているのでしょから、しっかりと県はこんなふうな意向だよといふようなことを示していただきたいと思っております。

まず、以上の点です。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 基本構想とのギャップというお話ですけれども、基本構想の27ページに計画図案を示す前の文書の部分ですが、読み上げさせていただきます。「なお、この計画図案は基本構想段階のものであり、今後の基本計画において精査する。また、設計の段階においてより水準の高い施設とすることを、この計画図案が妨げるものではない。」

現在、基本計画を審議会に諮問すべく事業を進めておるわけですが、その中で、基本構想でお示した2案の立面図、それからそれが5階建てになっているわけですが、事業費が高額になっているといったようなお話等を踏まえまして精査する中で、もともと私の一番最初の説明については、屋上駐車場にしますよという説明に戻っていったというか、それによって費用を軽減するようなことで考慮をしております。

ほかの場所に公用車駐車を設けることによってそのことをクリアしているということなのに、ほかの場所とはどこなのか、どういう費用がかかるのか明示がないではないかというお話ですが、これはまた基本計画の中でお示ししていきたいと思っておりますが、現

状では、ほぼ費用のかからないところで考えてはおります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 総合庁舎の移転に絡めた協議の関係でございますが、事前協議はかなり前から行ってございまして、事前協議ということで事務的な協議です。そこで、現状は、現在下田市からは全体が移転するということを仮定したものの、こちらがこのように使いたいというようなものを提示しております。その後、県のほうは防災機能の先行移転ということが発表されましたので、現在県のほうでスペースがどれほど空くのかということも含めて検討しているという状況です。

また、その後、広域連携の話がまた出てきておりますので、広域連携の関係で今回条例等でも出ておりますけれども、消費生活センターの関係ですとか、そういったような、それほど広くないとは思いますが、それも出た広域連携の話で、総合庁舎がどの程度必要なのかということも含めて県は今協議をさせていただいているという状況です。

また、その結果が出ましたら、こちらのほうで具体的な協議に入っていくということになりますが、県のほうも庁舎は大丈夫ですかというふうなことで心配をいただいているという状況でございます。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） そうすると、施設課長のご答弁によりますと、基本構想はあくまでも基本構想であって、基本計画の中でどんどん変わっていくのだというふうなことで、基本構想が変わって、今市政懇話会の中で出てきた新たな3階建ての構想についても、これもまた変わっていく必要があるというふうなことでありますか。

それとまた、だとするならば、基本計画がある程度決まって、それでどのような全体的な絵になって、費用がどのようになって、より確定した時点でもう一度そこに位置の変更条例等々のことも出てくるのではないのでしょうか。先に出てきて、基本構想だけでこれは幾らでも変更の余地があるよというふうな段階で位置の変更条例が出てくるというのは何か順番が少し違ってくるのかな。市民にちゃんとした情報を、ちゃんとしたものを提示しないで、基本構想はこんなものです、でもそれがどんどん変わっていつている、今の現状の中でさらに変わるかもしれない、基本計画の段階でさらに変わるかもしれないというふうな曖昧なところで、市民に、議会にも大きな決断をさせるというのはちょっとまだ時間がかかっているのかなというふうに思います。

それとあと、では、県の総合庁舎の関係ですが、図書館、保健センターはその間はずっと現状のままでずっといく、あるいはもし総合庁舎の移転がないとしても、そのまま10年間、図書館はそのままでいくというふうなことを市のほうは思っておられるのかどうなのか。そこら辺のところもお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 図書館の関係でございますけれども、防災棟の移転の時期をおおむね、現状は通常の工事等で支障なくいった場合、県のほうは現状は29年度中というような予定であります。この下田市の新庁舎の結論にもよりますけれども、図書館のほうについては、その後、それが順調にいった場合、改修等を行いまして、31年度中にはある程度見通しがつくのではないかと、オープンできるのではないかとというような、現状は考え方でありますけれども、これも当然防災棟のほうの工事が順調にいくよということとか、さまざまな要因がありますので、あくまでも現状の考え方では、県の防災棟のスケジュールの考え方からいきますと、31年度頃には図書館がうまくいけば開設できるというようなスケジュール感というふうに、市のほうは考えております。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 基本構想と基本計画、それから基本設計と実施設計のステージの違いということについての再質問かと思いますが、他市事例をご覧いただければ、基本構想の中には事業費100億円を目指すとかいった形で、10億円から100億円のオーダーで事業費等についても記載されておまして、じゃ、他市事例がそうだからそうでいいんだというような話をするわけではございませんが、まずは構想というものはそういったような形のものでございます。このことについては、以前から構想というのはこういうふうなステージのものですよというお話はさせていただいておるわけなんですけれども、さらに基本計画がまとまった後に、基本計画に規定されている構造ですとか階数ですとか、それから収容の公用車及び来庁者の駐車台数ですとかというものを規定して、基本設計を発注するようになると思います。

しかし、その中で設計事務所の能力によっては、今別の場所に公用車を置くよというふうなことでお話をさせていただいておりますけれども、うちのノウハウを使えば全部のみ込んで所定の事業費でできますよというような設計事務所もございます。そういった形で遷移していきますので、大きくはこの枠を超えない中でどういうふうなものをやっていきたいのかというのをお示しするのが現在のステージだというふうに考えておりますので、その中でご

判断をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） わかりました。

基本構想はあくまでも基本構想であるというふうなことで、それは基本計画の中でいかようにも変わっていくんだというふうなことで、そういうふうに理解します、それはよいか悪いかは別として。本当にそれでよいのかとは思いますが。

それで、図書館の問題は、そうすると、31年度中に何とか防災センター棟ができれば、あとは総合庁舎の中に入れるというふうなことです、本当に入れるかどうかというのは非常に疑問に思っております。本当に31年で、総合庁舎の中に入れるということなのかな、もう1点しっかりお聞きしたいと思います。

それと、あと防災対策事業債というのが何かしら唐突に出てきたような印象があるんですよ。平成26年以前には、庁舎の建設に関してはいろいろな国からの補助政策はないんだよというふうなことでいったと思うんですが、たしか平成26年3月頃に、いや、時限立法で緊急防災・減災事業債というものがあるんだよ、これを適用しない手はないよ、これはできるだけ適用したいよというふうな話が出てきたと思うんですが、そのときには防災対策事業債、そういうふうなことがあるという何の説明もなかったし、これから続いていくようなそういうものがあるんだということもなかった、いきなり出てきたようなことなんです、これはいつ頃の話なんですか。そしてまた、緊急防災・減災事業債が28年度以降の事業には適用されないというふうなことは、いつ頃わかったんですか。そこら辺のことについても一度お聞きします。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 図書館が本当に入れるかということなんですけれども、それを事前協議しているということです。例えば、面積の面ですとか、使用料の面ですとか、県の総合庁舎にどれぐらいスペースがあって入れるのかということも含めて、今事前協議をしております。最短で、先ほど申しましたのは、そういった事前協議がしっかり済んで、防災棟の移転が通常どおりなされた場合のスケジュール感を申し上げたということでご理解いただきたいと思っております。

それと、先ほど議員の答弁の中で、庁舎移転は確定的というような発言があったと思っておりますけれども、私どもは県と今協議する中で、確定的ということで協議はしておりませんので、

県のほうも今下田市の庁舎がどうなるかという情報は当然知っておりますので、その中で、もう確定的だからこれで進んでいけるんだよと、保健センターも含めて中に入るんだよと、それはもう確定的だというふうに私どもは認識していないということです。いつの時期に庁舎が移転してどうなのかということが確定的という認識がないので、議員とどうもちょっと食い違いが出ているのではないかと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 緊急防災・減災事業債の関係と、防災対策事業債の関係でご答弁いたします。

まず、防災対策事業債が急に出てきたというお話でございます。この防災対策事業債の経過につきましては、平成23年の東北の大震災の後にできた制度でございます。従前は災害防止事業にという形であったものを、それが震災以降、津波等で公共施設等も浸水区域からの移転が必要になってくるという流れの中でできた制度でございます。平成24年度の制度改正がされたものでございます。そのときに津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけたものについて対象にしているというようなもので、市政懇話会の中でも若干お話ししたと思いますけれども、充当率が75%で、交付税措置が元利償還金の当時は30%というものでございました。それが24年度、25年度というような同じような流れで来ています。このときまでは、ですから、70の交付税算入が30%の若干有利な起債であるというような状況で25年度まで来たものでございます。

しかし、26年度以降に、津波浸水想定区域外からの移転事業は25年度と同様の充当率で90%、これは充当率は同じでございますが、交付税措置が元利償還金の50%に制度改正されて、非常に有利なものとなってきた経過がございます。

そして、緊急防災・減災事業債でございます。これにつきましても、制度的にはやはり震災の教訓の中から緊急的に事業を実施しなければならないものという中で、適用条件は先ほど言いましたものと同様で、移転が必要な部分について対象としていくということで、平成23年度創設当時は、これにつきましては、元利償還が10年、うち2年据え置きということで、償還期限がかなり短い償還期限でございます。こういった中で、やはり大規模事業に対してこの短期的な償還で財源を求めるとするのは下田市にとってもかなり難しいという中で、平成23、24年度につきましては、ここの部分は余り頭の中にはなかったかと思うものでございます。25年度に至りまして、これが計画策定も必要ないよという中で、その移転事業につい



て対象とした中で、30年、うち5年据え置きという長期の償還でいいような制度になってきたわけです。これについては、従前から起債の充当率100%、元利償還金の70%が交付税のほうに算入されるという非常に有利な起債でございます。

そういった流れの中で経過的な措置があるという中で、当初こういう話につきましては、最初に説明した時点というのは平成26年7月の市民説明会のときではなかったかと伺っております。そのときには4カ所の施設を比較検討する中で、この緊急防災・減災事業債を一応総額の概算事業費という話の中で言っていた関係で、全体事業費に対してこの起債を適用した場合ということで試算はさせてもらっています。これにつきましては、今の敷根民有地の部分もそうですけれども、敷根公園、ここについても同じような適用の中で元利償還金を計算した中で交付税措置というものを同じような形で起債してございます。

これにつきましては、当時、この制度が平成28年度で終了するというような中でも、通常1つの事業について同じ起債を適用した場合は、通常の起債であれば事業が完成まで適用されるというのが起債の一般的な考え方でございます。ただ、この緊急防災・減災事業債の非常に有利な起債については、平成28年度をもって終了というようなことで、29年度以降は実施事業の状況に応じて延長するかどうかというのは検討していくという国の見解もございました中で、今現在確実に見込めるものをということで、市政懇話会の中では28年度までを緊防債で見た中で、29年度以降は防災対策事業債を見たというような形の中で防災対策事業債が出てきたというような経過でございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 庁舎の移転に関して総務課長、若干誤解していると思いますが、私が言っているのは現庁舎、この市役所庁舎が移転するということはほぼ確定的なのではないかということでありまして、県の総合庁舎が移転するかどうかは、私はまあ10年ぐらいは移転しないだろうと個人的には思っておりますが、そういうことで、そこはちょっと総務課長が誤解されているのかなというふうに思います。

また、市庁舎建設の問題に関しては、これからまたいろんな方がいろんな角度から質問しますので、とりあえずここでは以上にしておきまして、次に、給食センターの問題についてお聞きしたいなというふうに思っております。

給食センターの質問の前段として、いろんな民間委託、指定管理者制度等々のことをお聞きしたのは、これまでずっと民間委託というのはこれからの自治体の行政にとって必然であ

り、そう進むのが王道であるというふうな形で、私もある程度はそうかなと思っていましたが、現状のそれぞれの施設の現状を見たときに、果たして本当に民間委託することによってよりよくなったのか、例えば道の駅なんかもいろいろ、株式会社アドミニスター下田、農協、漁協、観光協会、会議所が加わりながら、ほとんど道の駅としての姿が変わらない、魅力もアップされていないというふうな経緯もありまして、本当に指定管理者制度になって施設がよくなってきたのかというふうなこと、ごみの収集に関しては、まだ始まって二、三年ということがあります、成果を云々くんぬんするのはまだ若干早い面もあると思いますが、そこら辺のところの現実に民間委託している、あるいは指定管理者制度等々を適用している、そういうふうなものが、現状どれだけそうすることによってよい成果を出してきたということとは、もう1回検証をしっかりとしなければいけないというふうに思っております。

その上に立って、給食センター、学校給食ですね、そこら辺の今まで述べたような公の施設における指定管理者制度だとか、ごみ収集等とはまた違った面での仕事の面があると思っております。それは一つには、命に直結することであるというふうなことである。もう一つは教育の一環であるというふうなことでもあります。そこら辺のところをどういうふうな形で実現するのが一番よいのかというときに、果たして民間委託したほうがよいのかどうかという点が、私としては疑問として思っております。

それともう1点、請願の審議の中で当局のほうがお答えしていただいた中で、民間企業のノウハウを活用するんだというふうなことを言っていましたが、しかし、実際に民間業者に委託するのは調理であり、その調理だとしても、献立は栄養士がつくり、調理方法まで指示するというふうなことで、民間業者のすぐれたノウハウというのは何なのかというふうなところ、あと配送ですね、配送も民間業者でなければ特別できないような配送の方法があるのかどうか、そこら辺のところ、ノウハウがどんなものなのかというところに、はっきりとした提示がありませんというふうなことがあります、等々のことから本当に民間委託しなければならないのか。

また、先ほど労働者派遣法の問題と、これは偽装請負とかいうふうな問題で、請負というのは、これは請け負った業者が自主的に、本来的には施設等々も自分で用意してやるようなものであると思いますが、学校給食法の中では、施設は自治体が設置するというふうなことが決められております。しかし、本来的には、それならば民間業者は設置者と、その施設の賃貸に関する契約を結ばなければならないのではないのかというふうなことも言われております。等々のことの中で、本当に民間業者が請け負ってやるというふうなことがどういふ

うなことなのか、現状では、ほかのそれぞれの町の民間委託についてもやはり請願の審議の中で当局が言ったのと全く同じようなことを言っておりますが、本当にそれで学校給食が子供たちの命を守っていく仕組みとすることができるのかどうかというふうなことについて、すごく疑問に思っております。

何事も経済的な合理性、要するにコストの面だけで考えていってよいのかどうかというふうなこともありますし、現実的にそういうふうにして委託しても、本当のノウハウというのが得られるのかどうかというのも非常に疑問であります。そこら辺について、これは質問になるかどうかわかりませんが、そういうふうな私の意見について、学校教育課長、あるいは教育長、所感があつたらお答えください。

○議長（森 温繁君） 質問者にお伺いしますけれども、ここで休憩をとってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） それでは、1時15分まで休憩いたします。

午後 0時16分休憩

---

午後 1時15分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） それでは、学校給食の民間委託ということについてご説明申し上げますけれども、まず、学校給食の流れをちょっと申し上げますと、これはまず栄養士さんによる献立の作成、それからそれに基づいた食材購入、これがありまして、その後、調理、配送、そして給食を食べていただいて回収という形になるんですけれども、この中の今申し上げた調理、配送部門を民間に委託するという予定でございます。

民間のノウハウというのはどういうものなのかということなんですけれども、これは言葉だけかもしれないけれども、民間が有する専門的な技術、手法、情報、経験、こういうものでありまして、学校給食の調理・配送部門の民間委託ということは、学校給食衛生管理基準に適合した給食センターで、民間業者が有する調理技術、衛生管理能力、業務効率性等を活用して、より安心・安全な学校給食を提供していくということが目的となっているわけです。

先ほどちょっとお話、命にかかわるということなんですけれども、献立とか、献立はこれはもう委託はできませんので、委託とか食材購入は行政の責任でやらせていただくということでありまして、調理・配送部門というのは、先ほどちょっと単純労働というようなお話もあったんですけれども、決してそういうことではなくて、現在直営でやっている調理員さんとか臨時の調理員さんも、しっかりしたノウハウを持って子供たちに学校給食を出していただいていますので、それと同じようなものを民間の方にやっていただこうというものでございます。

そして、契約の話が出たんですけれども、これは委託契約という中でやっていくんですけれども、これは先ほど申し上げた地方公共団体の適正な請負委託事業推進のための手引、ガイドラインがございます。これに沿ってやらせていただくというものでございます。

あとは業者を選定するときは仕様書というものを設けまして、その中で幾つかの条件をつけましてやるんですけれども、そこには実施体制の中で業務従事者というところには、業務責任者、業務副責任者、食品衛生責任者、調理業務従事者という形で、しっかりと資格とか責任のある方、そこら辺がいわゆる民間のノウハウというところになると思うんですけれども、こういうものを活用して民間委託を進めていきたいというふうに考えております。

あと、これは参考なんですけれども、甲府市で民間委託した例があったんですけれども、その中でアンケートをやらせていただいたんですけれども、かなりの、8割から9割の子供が今の給食が好きだよと、こういうアンケートの結果も出ていますので、下田市においてもこういう結果が出るように進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） それでは、最後になると思いますが、教育委員会、市当局は既定の方針であるから民間委託を進めるんだというふうなことです。民間委託について教育委員会の中でもいろいろこれまで話がありまして、あり方検討委員会は23年3月に報告書を出しまして、これは大まかに言えばA案、B案、C案、D案ですか、ある中で、大まかに言えば平成31年までは正規の職員がいるから直営、その後は民間というふうな方向の答弁だったと思うんですが、それが27年の、今年の8月11日の教育委員会の臨時会議においては、29年の4月から民間委託をするんだと、建物自体は28年3月にできるんだけど、民間委託してやっていくのは29年の4月からというふうな教育委員会としての決定をして、それが28年8月28日、そのときにはもうそういう方針が庁内の政策会議、そういうふうなところとの話し合

いの中で28年4月から民間委託をするんだというふうな方向に変わったというふうに見ているんですが、そこら辺の経緯、当初はあり方検討委員会がそういうふうな方針を出して、しかし、教育委員会としては29年4月からというふうな方向でまとめ、しかし、それが副部長会ですか、政策会議等々との話し合いの中では28年4月からになったというふうな経緯、応募にはどういうふうな理由があるのかというふうなことをご説明してください。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず、あり方検討委員会の提言でございますけれども、運営体制につきましては民間委託にすることもやむを得ないが、その時期については人員体制や経費のことを勘案して決定することが望ましいと、いつということはありませんでした。民間委託の方向性というものは示していただいたということでございます。

それで、時期については、ご存じのように、平成28年3月、今年度末にセンターは完成するわけですが、その中で、いつの時期にするかということは教育委員会とで考えたのは、ご指摘のように8月11日の臨時教育委員会で29年度からというのを出したことは、それは間違いございません。その後、政策会議等がありまして、最後は総合教育会議という中で調整を行って28年度から委託にしようと、そういう経過になっているわけでございます。

ただし、28年度からと言いましても、いきなり28年度の1学期からできませんので、これは11月20日、全員協議会でお示ししたと思っておりますけれども、スケジュール案も出ささせていただいておりますけれども、できるだけ早くということなんですけれども、目安として1学期は今の施設を使わせていただいて、2学期から新センターを稼働したいと、そのような方針で進めていく。ですから、総合教育会議できちんと調整をしたということでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 何かしら教育委員会の決定が政策会議等々、いわゆる首長部局ですかとの話し合いの中で覆されたというふうなことで、それは総合教育会議というのは新たな教育委員会制度になっていますので、特に市長の権限とか市長の意向が物すごく強いわけですが、そこら辺のところが変わった、教育委員会の決定が覆されたと、そういうふうに理解しているんですが、そこら辺のところ、教育委員会のあり方、決定と、それが総合教育会議の中では変わったというふうなこと、そこら辺のところは教育委員会のあり方としてどうなの

かなというところで、課長のお考えとかご意見がありましたらお願いします。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） これは繰り返しの説明になってしまうんですけれども、あり方検討委員会で時期というのはいろいろな状況の中で検討してくださいという中で、教育委員会としては、1年間の猶予期間を置いたほうがいいのではないかという判断を一旦はさせていただいたんですけれども、総合教育会議の中で調整した中で、28年度から民間委託をしましょうと、そういう流れになったということでございます。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 同じ質問をします。市長のお考えをお聞きします。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 教育委員会のほうからそのような進め方というのを受け取りまして、政策会議のほうで、教育委員会がどのようなことでそういうふうなお考えになったのか、そして何を危惧されているのか、どういう解決方法があるのか等々、しっかりと検討いたしまして、それを教育委員会にご説明をさせていただき、そういう状況であるならば、教育委員会の当初の考えよりも早く民間委託をし、稼働することが可能であるという判断をいただきましたので、そのように進めたところであります。

○議長（森 温繁君） これをもって8番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番、1、敷根公園前面の土地について。2、新庁舎構想について。3、緊急防災・減災事業債について。4、市長になって3年6カ月経過した感慨について。5、市庁舎位置条例について、以上5件について、9番 伊藤英雄君。

#### 〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。議長の許可を得て主旨質問を行います。

最初に、敷根公園前面の土地について。

市長は小林テレビの録画放送の中で、敷根公園の前面の土地には共有地が残っているので新庁舎を建てることができないと発言されたとのことでした。市政懇話会の中でも、その放送を見た市民の方から質問が出ていました。歴代の市長は共有地の代表者と売買契約を締結し、代金も支払い済みで市有地であるとの説明を行ってきました。

そこで質問ですが、敷根公園前面の土地は市有地ですか、それとも一部共有地が残っているんですか。共有地であるとするならば、共有地の所有者と賃貸借契約を結ぶか、あるいは使用承諾書ももらっていないければ下田市が不法占拠をしていることになっていますが、どの

ようになっているのでしょうか。

また、別のところでは、登記が済んでいない未登記になるとも言っております。これは市有地ではあるんだけど、登記が済んでいないので、登記上は共有地になっているという意味であるという意味であると思われまます。

この問題に限らず、市長の説明には曖昧な言葉が多いように感じられます。共有地が残っているというのと登記簿上共有地が残っているというのでは、意味が全く異なります。共有地が残っているというのであればその場所は市有地ではないということになります。登記簿上共有地が残っているというのであれば、市有地であるが、登記簿上だけ、名義上だけ共有地が残っているということになります。どちらが正しいのかお尋ねします。

仮に市有地である登記簿上では、未登記であるため共有地名義になっているとすれば、楠山市長はいつ頃までに登記を終えられる予定ですか。市有地の管理者である市長には、市有地の一部が未登記であれば、登記を速やかに行う責任があります。市には未登記の土地は数多くあります。しかし、市長自身の発言で広く市民に周知され、多くの市民が疑問を持つことになった敷根民有地については早期に登記をし、解決が求められると思います。いつ頃、どのようにして責任を果たされる予定なのかお尋ねします。

新庁舎構想について。

平成27年5月13日付で下田市新庁舎等建設基本構想・基本計画審議会の答申が出ました。これによれば、5階建ての庁舎になっています。議会にも答申書の内容に対する説明が行われました。8月に施設整備室が発行している新庁舎建設だよりにおいても、同じ建設構想が示されています。9月議会において構想の変更があったという説明はありませんし、5階建てが3階建てになったという説明もありません。10月7日から行われた市政懇話会では、なぜか3階建ての庁舎を建設するという旨の説明をしています。

そこで質問ですが、市政懇話会では、新庁舎基本構想・基本計画審議会の答申と異なった説明をしています。そのことに対して審議会あるいは議会への説明もなしにスタートしています。市政懇話会の途中で審議会については説明を行ったようではありますが、それは説明の始まった途中からであります。新庁舎建設は新庁舎等基本構想・基本計画審議会で審議をして、その答申に基づいて進めるという理解をしていました。しかし、建設場所については市長が既に決定しているので審議会に諮問はしないということで、審議をせずに市長が独断で場所を決定しました。今度は、審議会が答申という形で決定した基本構想が市長の一存で変更されました。審議会を全く無視した暴挙でありますし、議会に対する説明もありません

でした。

なお、この問題は先ほど鈴木 敬議員も同趣旨の説明をしておりました。その中で、市長は2案あったうちの1案にして行ったという旨の答弁をしたように聞きましたが、2案出ておりますが、2案は2階、3階を駐車場にする案と4階と屋上を駐車場にする案の2案であります。3階建てにするという案は基本構想の中には出ておりません。多分市長の勘違いであろうとは思いますが、本議会の答弁なので一応指摘をさせていただきます。

楠山市長が独裁者かどうかはわかりませんが、その手法は独裁的です。下から積み上げていく、議論を重ねながら合意点を見つけていくようなこれまでのやり方はしません。市長が決定したからということで審議会での審議をしないし、審議会の決定も何も言わずひっくり返す。ひっくり返した後になって説明をする。私は議員になって13年目ですが、役所がこれほど手続や審議会、議会を無視した行動をとったことを知りません。これまででしたら副市長や幹部職員が審議会の答申内容と全く異なることを行うのであれば、事前に審議会、あるいは議会に説明をして進めていく、こういう進言をするはずなのですが、それが行われていません。

楠山市政の最大の問題点は、市長を支えるべき幹部職員や与党議員が機能していないことだと思います。議会は数で全てを仕切ることはできません。市民はしっかり見えています。筋の通った議論、納得のいく説明をしなければ、議員の数で勝っても、最後は市民によって決められることとなります。今回の敷根民有地への建設はその答えになると思われます。副市長や幹部職員の怠慢なのか、あるいは進言が全くできないような雰囲気になっているのかわかりませんが、いずれにしても憂慮すべき市役所の実情と言えます。

行政執行上の常識が楠山市政に残っているなら、審議会への審議のやり直し、先ほどの鈴木 敬議員への答弁では、構想はそのままにして計画段階で変更したいという旨の答弁がありました。それはそれであり得ることでしょう。構想は全く変更してはいけないというものではありませんから、当然計画を進めていく、構想を練り直していく、やっけていく中で変更は当然あります。

ただし、基本構想という形で議会や市民に説明をし、審議をしてもらったのであれば、当然そこに対する説明責任というものが発生するはずですが、その説明責任を果たさないというのはなぜなのでしょう。この5階から3階に変更されたのも議会への説明は、この一般質問の中で行われました。この12月議会の前に行われる全員協議会においても、基本構想は5階建てでやるということで建設を進めてきたけれども、3階建てにしますよと、市民に対して



は3階建てだという説明をしましたよと、こういう議会に対する説明は全く行われていないわけであります。なぜ議会に対して説明をしなかったのかお尋ねをします。

次に、緊急防災・減災事業債についてであります。楠山市長は敷根民有地へ建設理由の1つとして、緊急防災・減災事業債の適用を受けるためには、28年度中に着工すれば事業のために行った借入金の7割、15億円が交付税として入るので早急に決定する必要がある、このように説明をしてきました。

しかし、28年度中に着工しても事業費全体は交付税の対象にはならないということが明らかになってきました。しかし、これも議会に対しては、説明はいまだありません。質問の中で、質問への答弁としてこの12月議会で初めて出てきたわけであります。説明をする機会はもちろん9月の終わった段階で行った市政懇話会では、もう15億円は入らないという説明になっているわけですから、9月議会で説明することも恐らくは可能であったらうと、こんなふうに思います。少なくとも議会の終わった2日後には既に市政懇話会で説明をしているわけでありますから、9月の議会最終日に説明することも可能であったわけであります。

改めて質問します。緊急防災・減災事業債は28年度中に着工しても、その事業費全額は対象にならないということでしょうか。そして、事業費全体が対象にならないとしたなら、なぜその説明を今日までしなかったのかお尋ねします。

5階建てを3階建てに変更したこと、緊急防災・減災事業債が15億円の交付税を受けられると説明したが、実はそんなには受けられないよと。都合の悪いことは全部発表しない、説明をしない、秘密主義のように見えます。これもまた独裁的な手法ではないのでしょうか。

楠山市長が就任されてから約3年6カ月が経過しました。この間、市長としてさまざまなことに取り組みましたことと思います。しかし、新庁舎建設場所が二転三転し、最後に提案された敷根民有地は、多くの市民が反対していることからいまだ決定もできず、結局これまでは何もやらなかった市長のような印象があります。それに、敷根民有地の白紙撤回を求める請願書に9,577人もの署名が集まったことで多くの市民が反対していることが明らかになったにもかかわらず、強行しようとしています。このことがあって、楠山市政といえ、石井前市長が決定した敷根民有地を撤回し、現在地及び現在地周辺での建設を決めたかと思えば、駅ビル構想を発表し、最後はそれらの候補地を撤回し、審議会に諮ることなく敷根民有地に建設することを独断で決定する。まるで一人芝居のように新庁舎建設候補地の変遷は市民の意向を無視しているように見えます。

無論、楠山市長の本意がそこにあるというふうには考えておりません。私自身は下田市に

合わないと考えていますが、市長は例えばコンパクトシティ構想を下田市でやっていくというふうなお話をされておりました。公約に掲げられた市民への約束は、市長自身の思いとしてどのようにこの3年6カ月を総括されているのかお尋ねをいたします。

最後の質問になりますが、12月議会に市役所の位置に関する条例の改正が提案されました。これは市庁舎の建設場所を敷根民有地にするかしないかを決定する条例であります。市長は、当然可決されることを前提に提出されたことと思います。しかし、よく言われるように、人生にはまさかの坂があります。一步誤ればこのまさかの坂から転げ落ちて大けがをすることもあります。まさかの坂にあったときはうまく歩いていくことが大事になります。

そこでお尋ねしますが、万一、市庁舎の位置に関する条例の改正案が否決されたときには、議会の議決に従って敷根民有地案は撤回し新たな道を探しますか。それとも全くこれまでどおり強行する、今後どのような方針をお持ちなのかをお尋ねします。

以上で私の主旨質問を終わります。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

敷根公園前面の土地の状況につきましては、詳しくは担当からご説明させていただきますが、伊藤議員がおっしゃるように、処理は早くしていきたいというふうに思っておりますし、そのように伝えているところであります。

また、新庁舎構想につきましては、先ほど鈴木議員のときにもご説明をしましたが、また担当からより詳しく説明させていただきます。

また、これらの流れの中で、市長の独断というような言葉を数多く表現されておりますし、また庁内での関係性もいろいろ言われておりますが、議員自身がそういうふうに思われることは、私からどうこう言うことではありませんが、こういう議場の中で正式に言われるのであれば、もう少しきちんと具体的に挙げてご指摘を願い、その中で正すところは正していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、緊急防災・減災事業債につきましては、もう一度説明をさせていただきますが、仮に額が変更ということになったとしても、これを利用する有利性は変わらないというふうなことで、これを使っていきたいというふうに思っているところであります。

前段の詳細につきましては、担当課よりまずは説明をさせていただきますのでお願いします。私の方からは、後段のほうのことをまず先に答弁をさせていただきます。

市長になって3年6カ月という中でそのお気持ちをというふうなことでありますが、今総合的な見解を述べるというのはまだ尚早だというふうには思っておりますが、せっかくそのような時間をいただきましたので、市政への思いと状況を述べさせていただきますようお願いいたします。

この3年半という中で、庁舎建設に明け暮れたような表現をいただきましたけれども、それのみならず、いろんな行政の施策をしてきたというふうには思います。行政は、まずは継続していかなければならない市民の皆様への行政サービスが大きなウエートを占めていると考えております。これを計画に基づきまして効率よく確実に進めていくことが第一義というふうに考えておりました、重要で大変な仕事ではありますが、そのような考えでまず進めてきたというふうに考えております。

市長への立候補就任に当たりましては、先ほども述べましたが、観光はまちづくりそのものということの考えの中、観光を中核産業、総合産業、地場産業と捉えまして、その活性化が町の活性化になると。ともに一流の生活地こそ一流の観光地であるという理念に基づきまして、暮らす人も訪れる人も快適な町、「快国」を目指す、これをテーマとしまして、私の中では、観光まちづくり、安心まちづくり、実践まちづくりというふうに区分をいたしまして進めてきたというふうに思っております。

簡単にご紹介いたしますと、観光まちづくりにつきましては、当時策定中でありました下田市観光まちづくり推進計画、これを完成いたしまして、それに基づき美しい里山づくりプロジェクト、世界一の海づくりプロジェクト、おいしいまちづくりプロジェクト、30カラーズプロジェクトを展開いたしまして、その理念の成果が少しずつではありますが見えてきていると評価しているところであります。

安心まちづくりといたしましては、これまでの防災計画、あるいは防災対応を見直さなければならないというふうな、南海トラフの巨大地震、それに伴います津波の被害想定、これが出されたということで、これに対しまして国や県との連動により計画の策定を進めまして、具体的な対応をやっと進められる段階になってきているということで、順次進めていると自負しております。

そして、伊豆縦貫道に関しましては、就任初日から都市計画原案全体説明会というのを開催いたしまして、河津下田道路の事業化を進めてきているところであります。また、要望活動の成果といたしまして、天城区間の進捗も目覚ましいものということで自負しております。

そして、総合計画に示されております安心・安全の新庁舎建設の必要性も、しっかりと訴

えさせていただいているというふうに思っております。

また、実践まちづくりとしましては、職員の資質向上のため、私たちは市民の皆様のために楽しく、笑顔で、早く、正しく、力を合わせて働きますとの宣言を提示させていただき、その実践を進めているところであります。

また、民間活力の育成や協働としまして、イベント等を担っていただく中で人材の集積や連携が進んでおりまして、先ほどもご紹介いたしました、下田サミットというような活動も出てきたところであります。

行政力をしっかりと発揮していくためには、自治体間の連携、あるいは国や県との関係というのは重要であります、美しい伊豆創造センター、また賀茂地域広域連携会議、一部事務組合等におきまして、現在良好な関係を築いているということは大きな成果であると考えております。

就任3年半ほどにおきまして、これらを進められてきましたのは、職員、また市民の皆様、議員の皆様のおかげと感謝申し上げますところであります。

続きまして、新庁舎の位置条例が万一否決された場合、敷根民有地は撤回をされるかというようなご質問であります、まずは議員も当然ご存じだと思いますが、新庁舎建設をまずは総合計画に掲げていたということ、そのための建設を前提として最小限老朽化対策でここまで延命してきた庁舎でありまして、その傷みはもう限度を超えているという状況であります。また、非常用電源も配備されておりませんし、停電時には機能が停止してしまうというような危惧もされております。そして県下で唯一の耐震化がなされていない庁舎であると。地震での倒壊のおそれ、そして南海トラフの巨大地震のレベル2においては浸水深6メートル以上が想定されている、そういう庁舎であります。

議員が常々心配をされ、ご指摘いただいております浸水域内にある庁舎の防災対応の不備不足、初動態勢の遅れ、津波やがれきの脅威に対しまして、現状では何ら対応できない状況であります。そのために一刻も早く安心・安全な庁舎建設は必要とされている状況であります。このことに対しては当然同意いただけるものと思っておりますが、私としましては、この絶対に必要とされております新庁舎建設が計画どおり進むことを、議員の皆様にご理解いただき、ご承認いただくことをどうしても願うところであります。

議員がおっしゃるように、万が一という質問であります、敷根民有地を建設予定地とした経緯として、建設を進めるためにはこの地しかない判断しておりますので、現段階では撤回することは考えておりません。防災上の早く、市民サービス上の早くとともに、有利な

交付税措置があるうちの財政状況も考えますと、この時期を逃すことは大きな損失になりますので、建設を早く可能にするためにどのように対応していくべきかを最優先として考えた上で、今後判断をしていきたいと考えております。

また、反対される議員の方々にもぜひとも対案を示していただきまして、市民のために早く、安心・安全、便利な市庁舎の建設を進めなければならないという同じ思い、同じ土俵に上がっていただき、一緒に事業を進めていただけるようお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） それでは、私のほうから敷根公園前面の土地についてということ、同じ土地のことを言われているんだと思うんですけども、共有地があると話していますが、それは市有地なのか、それとも未登記の、登記が済んでいない共有地名義の土地なのかというお話だと思います。答えだけ最初に言わせていただきますと、私どものほうは、登記が済んでいない共有地と判断しております。

ご質問のように、敷根公園前面、前面とは公園の中の道路、敷根1号線側ですね、あと敷根1号線の中に共有地名義の未登記部分が一部存在しています。これは昭和54年度に公共施設の用に供するための用地取得において、111名の共有名義の土地に対して土地売買、物件補償まで行い、課税も取得面積に応じて非課税になっており、市有地と認識しておりますが、現在まで分筆登記、所有権移転登記が処理されていない状況でありますので、登記簿上は共有地名義となっておりますが、先ほど言いましたように、登記が済んでいない共有地と解しております。

今後の処理ということなんですが、現在、所有権移転登記を行うため、相続人の追跡調査等の手法を検討しておりますところですが、ちょっと人数も多いですし、世話人会というのがございまして、その役員さんとも話しておりますが、かなり時間がいつまでというお答えには、その人数から判断がつかないところがございます。申しわけないですが、私のほうからは以上でございます。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 私のほうからは、5階建てから3階建てになった説明責任のことについて答弁させていただきます。

基本構想でお示した中層階駐車場プラン、上層階駐車場プランについて、基本計画案を作成する過程におきまして事業費の精査を行いましたところ、いずれのプランにおきまして

も立体駐車場建設費が数億円となり、事業費の増大の一因となっていることから、これを見直すべきと考えました。上層階駐車場プランのうち立体駐車場部分を屋上駐車場のみとしても、来庁者用駐車場が確保できることから、その考えを提示させていただいたものでございます。

新庁舎基本構想・基本計画審議会に対しましては、第5回審議会の中で説明はさせていただいております。それから、議会についての説明ということでございますが、9月定例会の会期中につきましては、申しわけございません、作業中であったためにご説明できませんでした。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 私のほうからは、緊急防災・減災事業債について、28年度に着工しても全額対象にならないことよろしいかというご質問にお答えさせていただきます。

現在、緊急防災・減災事業債につきましては、先ほど鈴木議員の質問にもお答えさせていただきましたが、平成28年度事業部分までという形で理解しているところでございます。

それと、あと29年度以降の緊急防災・減災事業債の取り扱いも、先ほど答弁してございますが、国の見解では事業の実施状況等を踏まえた中で検討するというところでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 議長、この先は一問一答でよろしいでしょうか。

○議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

○9番（伊藤英雄君） では、最初に前面の土地なんですけれども、市有地なんだけれども名義が終わっていないよということなんです、初歩的な質問なんですけれども、敷根公園都市計画として開発行為を行ったわけですね。で、都市公園に指定された。その段階において、当然登記はまだ済んでいないけれども、許可はおりたという理解でよろしいですか。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 答えは言うとおりで、そういう理解で結構だと思います。

都市計画の最初に申請をする際は名義は要らないですね、計画申請ですので、最初の。その後に事業工事や何かをやるときは、本来は土地の所有権等は移転していないといけないとは思っております。ただ、当時は111名のやつの判子をつき合った書類がありますもので、恐らくちょっと想定ですので、これはあくまでも私見としての話なんです、それを代替し

てやったのではないかなとは思っています。結果として、今言われるように都市公園として告示を受けて使わせていただいております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） そうですね、常識的に考えれば、登記が済んでいないので何らかの問題はあったんだろうと推測がされますが、一方では、開発行為である都市公園の認可がおりて、都市公園として使用しているわけですから、そこは何らかの形でクリアはしたんだということだろうと思うんですね。もともとここは、なぜこの問題が出たかと言えば、楠山市長があそこに庁舎は建てられないんだと、そこから何だかんだという問題が発生して、そこで本当に建てられるか建てられないかという、あそこは候補地にも何も今のところなっていないので、どちらでもいいといえどどちらでもいい話なんだけれども、市民の方が多く疑問を持つ方がいて、私のところにも質問する人がいるのであえてお尋ねするんですが、もし都市公園の認可がおりたというようなことがあったら、同じように建設の許可がおりる可能性はゼロなのか、場合によってはおりることもあり得るのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 開発許可のお話からさせていただければと思うんですけども、都市公園のほうは恐らく開発許可はかかっていないと思います。今開発許可は静岡県知事のほうの許可権者でございます。県のほうの開発許可に対するハンドブックの中では、開発許可はおりると、おりるんだけども着工はできないと、それは土地の所有権が権原が保障されていないとできないというような言い回しで書いておりますので、今、名義人が不確定な状況というのを解決しないと、開発許可に対する工事というものが着手できないのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 恐らくそうなのでしょうね。ただそうになると、都市公園は実際に工事を行って完成しているので、その辺はどうなのかなということと、共有地名義のやつは基本的には、もう所有者が実態としては正確にはわからないという現実があるわけですね。そういう中で行政執行するときに、何らかの手段というのが全くないものなのか。要するに、その現実に対して行政執行上は何かやらなければならないことというのは当然出てくるわけですね。その辺は全く可能性としては、本当に手が全然ないものなのかどうか。どうなん

ですか。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） ご存じのように、素直なやり方をしては、全部の方の最後までたどって、今ある線、当時分筆点は出しています。それに沿って分筆をすると、番地がえをするというようなのが通常の素直なやり方だと思いますが、当時もうそこまでどりつかなかったというのは、それぞれの111人の方々の行き先、最後の行き先までわからなくて行けなかったとっておりますし、ただ、今仮にやるとしたら、正規であればそこ、言われているのは何か行政的に他の手法がないだろうかとかというお話だと思うんですね。

一つには、地縁団体とか法人化するとかして、その代表者との契約というような簡易のやり方になると思うんですが、その組む際にやはり全員のものを、今の中では、私どもの知識だと、全員の人の承諾を得なければいけないと思っているもので、結局分筆する際に簡易なだけであって、手間は集めなければいけないというのがあるから、かなり高いハードルだと思っております。ただ、去年地方自治法が改正になったみたいで、地縁団体に対しての扱いが若干簡易になったみたいなんです。その辺を応用して何らか、今ある世話人会の方々の組織をつくっていけないかなとは思っております。

先ほど市長も言っていただいたように、早急にというお話なもので、議員からも言っていただいたし、これを機に安心して、うちのほうとしては公園管理、道路管理をする上には今のような状態がいいと思いませんもので、どのような解決の方法、策を先ほども申したように探していきたいと思っております。答えが中途半端で申しわけないんですけども、以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） わかりました。思わぬことからこの敷根民有地の前のことが問題になって、担当課長としては大変なんでしょうけれども、しっかり頑張っていたきたいと、こんなふうに思います。

それから、5階を3階に変更してあると、第5回で説明をしていますという話なんですけど、これはもう第5回はたしか市政懇話会が始まった後ですよ、既に3階にするよという説明を一部市民にし終わった後説明をしている。議会には当然説明をしなかった、それは作業中であった。先ほど市長の答弁の中で、市政懇話会の2日前に書類ができたとか、準備ができたというような答弁が先ほどあったように記憶しているんですけど、そうだとすれば、たしか私の記憶では、議会の最終日の2日後から説明が始まっているんですよ。だから書類をつ



くる、それは最終日には間に合っている。細かいことで申しわけないけれども、議会に対する説明をする気持ちがあれば、市政懇話会の前に議会あるいは審議会への説明も可能だったのではないかと、実はそれは探っていないのではないかと。そもそも最初から市政懇話会にぶつけてしまって、後で審議会や議会には言えればいいのではないかと、こういうお考えがもしかしたらあるのではないかと、あったのではないかとというふうに推測するんですけども、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 議会に隠すつもりなどございませんで、市政懇話会の開催につきましては第1回目が10月7日でございます。9月定例市議会につきましては9月9日から10月1日までの間でございます、10月7日がたしか水曜日だったかな、月、火あたりで市政懇話会に出す資料のまだまとめをやっていたというような状況でございます、だから説明しなくていいんだという話をしてはいるわけではないですが、そういった時間的な状況はございました。申しわけございません。今後気をつけますのでよろしくお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 趣旨をわかっただけで大変結構だと思います。やっぱり説明責任が果たされないと、僕らも一応市民の代表だというけれども、市民に説明ができないわけですね。3階建ての図面が回覧板で回ってきて、何じゃこれかと、どうなっているんだと。いや、わかりません、聞いていませんというふうになるわけですね、議員の方ね。やっぱり議員は議員として市民に対する説明責任がある。それを、説明責任を果たすためには、当局側から説明をいただかないとできない。

やっぱり市庁舎の問題は、それこそ石井さんの時代からですけども、時間も長くかかっているし、請願も起きて市民が最も注目している案件の1つなんですよ。それだけに当局についてはやっぱり慎重な対応をお願いしたい。このこと、またその意識を、認識をしっかり持っていただきたい。

3階建てで説明したけれども、だけれども、実はまたもう1回、設計段階に行ったら5階建てになっていたということもあり得ると、それは変更が幾らでも、説明は後でやるよということだったら、何が建つかわからないわけです。もしかしたら建設工事が始まるというときには駅ビルの工事が始まっているのかもしれない。それはさすがにないだろうけれども、当局の説明をどこまで信用していいのか。それは変更があったら事前に連絡が来るということを前提に信用するんですよ。物事は何でも、それは変わらないことはないから変わるのは

構わないと思う。変わっても結構だ。でも、変えるんならこういう、ちゃんと変えるよと、でも市政懇話会でその説明をするなら事前に、それは当然、内部での議論を積み重ねているんだろうから、スタート前にはこういう方向で考えていますよとか、それはだから、事前に審議会に対しても議会に対しても、最後の詰めは終わっていないけれども、もう5階はやめるよと、はっきり言えば、建設費が高額過ぎるとい批判が大きくてやっぱりそれに応えなければならないから、何とか建設費の削減をしなくてはならないからと、それはそれで1つの理屈でしょうから。

ただ、それを自分のところで全部決めてやって、後で教えればいいやというのでは、やっぱり民主主義的ではないですよ。市長、先ほど具体的にと言うから具体的に言うけれども、高層5階建てだよと市民にも説明をして、審議会の答申をもらって、議会にも説明して、でも市民に対して直接3階建てだと言うんだったら、それは議会に対して3階建てで市民に説明しますよって言うべきでしょう。普通、管理職、申しわけないけれども、課長の人たちだって議会に5階建てでやりますって明言して、その説明をやって答申書まで渡して、市民に3階建てだと言うとき、議会には後で、市民に説明した後説明すればいいなんて、それもし本当に管理職の皆さんがそう考えているとしたら、大きい間違いだと思いますよ。それは議会にはちゃんと5階建てを3階建てに市民に対して説明しますと言わなければおかしい。それを管理職の人が市長に言わないのか、言っても聞かなかったのかわからないけれども、その状態がやっぱりおかしいと言っているわけですよ、具体的に言えば。そこにやっぱり民主的な本当の交流があるのかないのか疑問を持ってしまいますよと。

具体的に言えばそういうことだし、先ほど、次の質問に言ってしまうけれども、緊急防災・減災事業債15億円入らなくなったということもそうですよ。大きいではないですか。15億円入るから28年度中に着工しなければならない、急がなければならないとさんざん言ってきたではないですか。議会にも強く言ったし、市民に対しても強く言ってきたわけだ。その強く言ってきたことが違ったわけだ。それは2億、3億弱になったよって、だけれども、15億円だったからね、12億円も減ったんだ。緊急防災・減災事業債に限って言えば、12億円も説明と収入額が減って、それをちゃんと事前に、市民に説明する前に議会に説明しないってさ、おかしいでしょう。それおかしくないとみんなが、ここにいる管理職の方々が全員おかしくないよ、議会に対して説明はしなくていいよと考えているんでしたら、それはもう大問題だと思いますよ。いかがですか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） まず、3階建て、5階建ての話ではありますが、市政懇話会におきましては、事業圧縮というような工夫の中で、Q&Aの部分のところにも、駐車場のそういう取り扱いとかを再検討して事業を圧縮しているということで、その結果、事業費がおおよそ27億円の見込みになりましたというようなことで、また事業費の変遷というのも単価計算から普通になぜ27億3,000万円になったかということは、説明をさせていただいているところであります。

そのときにいろいろ市民の方からのお話を聞くと、なかなか場所が特殊な場所でありますので、そのイメージというのがわからないというようなことも受けまして、それを何とかわかっていただくことがなかろうかというような中で、今回、回覧板のほうにこのようなものを配らせていただき、ただし、これが回覧板の時期がありまして、市政懇話会がまだ2カ所ほど残っている段階で回覧板のほうへ依頼しなければならないというような状況になりましたけれども、残りの2カ所等にはその話もしました。

これを出す段階におきまして、これを見られて3階建てというようなことで解釈されたというふうに思いますが、これを出すに当たっても、全員協議会で出させていただいてから回覧板にということで、そこまで何とか議員の皆さんにまず伝えてから市民の皆さんにという順序を守る限り守ったところがありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、緊防債につきましては、また財政から説明させていただきますけれども、いろいろ解釈なり、こちらの計算内の中で額が変わったことは確かであります。そういう中で、それを当初の計算と少し違いがあるというようなことで、説明もしっかりと正しいものということで修正もさせていただいた中で、市政懇話会を進めさせていただいているところであります。

先ほども言いましたが、そういうふうに額が変わったということは、本当に財政上大変なことでありまして、当初想定していた額でいただきたいところではありますが、これは国のルール等でありますので、それはいたし方がないところがありますが、しかし、緊防債を使うということは有利な状況は変わりませんので、それを何とか使って幾らかでも大きく財政上のものにしたい。1億円等というような言い方をされますけれども、下田市にとりましてその1億円をどういうふうにするか、どのように得てどういうふうにするかは大きなことでありますので、ぜひともそういうふうな財政措置をとっていきたいと考えているところであります。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 緊急防災・減災事業債につきましては、先ほども説明したとおりでございまして、平成28年度までの適用という中で、市政懇話会の部分に当たっては、利率を2.5から1.1、緊急防災・減災事業債は28年度までの事業費に対するものとして、29年度以降は防災対策事業債というような中で説明してきたところでございます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 今の件につきましては、事業費の変更等につきましては、当初、平成26年の市民説明会、それが公の場での説明の最初だったかと思うんですけども、そのときには、全体事業費という概算事業費の中で敷根公園案と敷根民有地案について、緊急防災・減災事業債を借りた場合というような内容で説明してきた経過がございます。

そういった中で、事業費の変更というのはずっとここまでなかったというのも1点ありまして、もう一つは事業費割りという細かい部分もまだ概算ということでなかったという中でここまで来たという経過がございまして、それについての事業費が変わって、回数も見直したというような事業内容がわかった後にそういう形で見直したというような経過でございますので、財政サイドといたしましても、事業費の変更が出てこなかったという中で現状のまま進んでいたというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 施設整備室のほうでは事情はいろいろあって、今回は議会の説明が遅れてしまったと、そのことは反省して今後はしっかり説明していくようにしたいという答弁をいただいたんですけども、企画財政課長としては、やむを得ない事情だから議会に対する説明はしなかったけれども、それは別に問題ないと、こういうお考えでしょうか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） そのようには一切思っておりません。基本的に大きな変更、政策的な部分とか大きな変更がある場合には、事前に議会の全協等で議員さんに説明した中で進んでいくというのは大原則と思っています。私も昨年度までは議会事務局にいましたので、その辺は重々承知しているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） つまらないようなことにこだわって申しわけないけれども、本当にそう思っているなら、今回のこの件については謝罪があってしかるべきではないですか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） まことに申しわけございませんでした。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 大変つまらないことにこだわって申しわけなかったと思っています。

それと、最後の問題なんですけど、万が一の否決のときには引き続くと、対案をと、こういうお話でしたんですが、これまでの庁舎の議論の中で、議員さんによって対案が出されたことが何度かございます。私の知っているところでは、グランドホテルの跡地だとか下田高校の予定地とか、幾つか議員さん、ほかの議員さんでほかの案も出ました。

しかし、基本的に議員が言っても案にはならないですよ。つまり基本的に言って、所有者が誰だ、何平米あれだ、何だというベースになる、それを裏づけるものを持つだけの力をまだ持っていないんです。正式にテーブルにのる対案というのはやっぱり市長だからですよ。楠山さんが駅ビルというのも、多分市長になる前から駅ビルというのは持っていたんだと思いますよ、流れの中から言えば。だけれども、市長になったから初めて議会に提案できるし、やれるんですね。だから、やっぱりそれは市長の仕事なんですよ、申しわけないけれども。しっかりした、みんなに説明するだけの材料集め、それは予算100億円の予算を持って臨時を入れれば300人の部下を持っている市長だからできる話なんです。やっぱり市長が出さなければならぬ。でも市長がそれがもうできないということであれば、それはやっぱり市長選挙で結論を出すしかないのかなと、こんなふうな思いもするんですけども……

○議長（森 温繁君） 3分前です。

○9番（伊藤英雄君） はい、そういうところで、じゃ、議長の通告もありましたので、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） これをもって9番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

---

○議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

なお、総務文教委員会協議会を2時25分より第1委員会室で開催いたしますので、委員の

方にご参集のほどよろしく願いいたします。

また、総務文教委員会終了後、各派代表者会議を第1委員会会議室で開催いたしますので、代表者の方にご参集のほどお願いいたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時17分散会